

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 令和3年12月6日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

1番	鈴木勝利
2番	藤田尚美
3番	秋山泉
4番	伊藤裕一
6番	山本伸子
7番	柳井哲也
8番	石原幸雄
9番	甲斐徳之助
10番	池辺己実夫
11番	守屋常雄
12番	加川裕美
13番	北島登
14番	杉森弘之
15番	須藤京子
16番	黒木のぶ子
18番	諸橋太一郎
19番	市川圭一
21番	遠藤憲子
22番	利根川英雄

1. 欠席議員 1名

5番	長田麻美
----	------

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	植 田 裕
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	結 速 武 史
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭
総務部次長兼 人 事 課 長	二野屏 公 司
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長	飯 野 喜 行
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主任	椎 名 紗央里

令和3年第4回牛久市議会定例会

議事日程第4号

令和3年12月6日（月）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前10時00分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

5番長田麻美議員より欠席の届出がありました。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、12番加川裕美議員。

〔12番加川裕美議員登壇〕

○12番 加川裕美 議員 皆さん、おはようございます。日本共産党の加川裕美です。通告に基づき、一般質問いたします。

新型コロナウイルスが確認されてから2年、たくさんの制約の中で多感な時期の子供たちの学びの機会がたくさん失われました。当市では、皆さんが全力で様々な機会を創出していただいたことは承知しております。しかし、再び変異型ウイルスの出現や、未接種世代の子供たち間で感染が見られるなど、収束の兆しはまだ見られません。連日、同僚議員の質問にて、特別な支援を要する子供たちの割合をお示しいただきましたが、ここに連続遅刻、欠席、別室登校等の児童生徒を加えると、延べ数はもっと大きくなるのではないのでしょうか。むしろ小規模特例校であるおくの義務教育学校の数値が現実的ではないかと考えるものです。

ここに、子供たちの経験値を上げる取組をということで質問させていただいた生徒の例をお話しさせていただきます。私がこの質問をするきっかけになったことをお話しさせていただきます。この生徒は市外の高校へ進学しました。高校は給食ではなく、お弁当です。リモート明け、初めての昼食、喜んで蓋を開け、さて食べようとしたそのとき、箸が入っていないことに気づきます。席は一番前でした。でも、教卓の先生は横を向いて食事をしています。食事中は目を合わせたり、音を出すことは禁じられています。そしゃく音だけが響く静かな教室、友人に誰一人気づいてもらえない、合図できない教室、先生にも気づいてもらえない教室、涙でか

すんだお弁当箱を見詰め続けて、その時間を過ごしたそうです。私は直接その体験を聞いて、後からこうすればよかったんじゃないか、ああすればと思いを巡らせましたが、元来おとなしい性格に加え、人間関係が築けていない新しい学校で声も出せず、音を立てて椅子から立ち上がる勇気が出なかったのだと感じます。子ども議会、サミット、素晴らしい企画だと考えますが、一方で本当に寄り添いや取組が一番必要な生徒の声は届きません。自分の意見を発言できる勇気、自己肯定感を育てるために、今回の一般質問では、最初に子供たちの経験値を上げる取組をという観点からお伺いします。

大きな1番、日本からの入国に対し何らかの制限を取っているのは、12月現在、255もの国と地域に当たります。また、日本では感染症の水際対策として、米国軍関係者、特段の事情がある場合等を除き、原則12月31日まで入国停止措置が取られています。家族旅行はもちろん、修学旅行、留学、全て中止です。しかし、子供たちにとって国際交流、異文化体験は視野や可能性を広げる上で、まさに人生を変えるきっかけになる大切な学びの機会です。

(1) このような中で、市内小中学校ではどのように交流や体験をされているのでしょうか。また、課題等がございましたらお示しください。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 市内の状況です。おくの義務教育学校では、世界中の学校と交流しながら情報や体験を分かち合い、SDGsを通して地球規模の問題の解決に取り組んでいます。

6年生はユネスコスクールとして、アトマイル国際交流学习を通して台湾の学校と交流を重ねています。この交流の中で台湾の子供たちが慢性的な水不足に悩まされていて、トイレで流す水も満足にないという状況を知りました。そこで、水などの様々な資源を無駄にしないための方法を考え、それを実行するための話し合いを重ねました。現在は、お互いの思いや願いを共有しながら共同で制作する壁画のテーマについて話し合っています。

7年生は、子供たちが奥野地区にソーラーパネルの設置が進んでいる現状を知る一方で、全く手が入らずに荒れた放置林が増えている現状にも気づきました。ソーラーパネルを設置し収入を得たほうがよいのか、それとも森林の手入れをしながら奥野の森の自然を後世まで残していくべきなのか、それぞれの立場からソーラーパネル設置の是非について、これはインドネシアの学校と協働で学んでいます。

向台小学校は、3年生がスウェーデンの学校とお互いの特産物を紹介し合うことで、それぞれの国の文化に触れる学習に取り組んでいます。

牛久第二小学校では、中国にある深圳日本人学校に派遣されている教職員を窓口として、現地の3年生との交流を計画しています。

下根中学校では2年生がケニアとの交流を行っています。下根中学校の生徒が、かっぱ祭り

で着ていたTシャツをケニアのコイノニアアカデミーに贈ったことから交流が始まりました。
先日はケニアコイノニアアカデミーの校長先生が下根中学校に来てくれて、ケニアと日本の文化の違い等について講義をしていただきました。

ひたち野うしく中学校は、ケニアの現地の学校の子供たちとリモートで交流を行い、お互いの国の文化や学校の施設について発表しました。

このように、市内の学校はコロナ禍においても様々な工夫を凝らしながら国際交流を進めています。

しかし、おくの義務教育学校の5年生は外国の学校と交流していましたが、相手校が新型コロナウイルスの感染拡大で休校になり交流が止まっています。また、外国との交流をしようと思っても、その国を紹介できる適切な人材がない、外国語での打合せにおける通訳がない、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、JICA等の外部講師を招聘するのをためらってしまうなど様々な困り感を抱えている学校もあります。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 私のほうからは市の国際交流事業についてお答えいたします。

牛久市の姉妹都市であるカナダ・ホワイトホース市、オーストラリア・オレンジ市との青少年団の相互派遣を主とした交流事業は、コロナ禍により一昨年、昨年と中止を余儀なくされており、現在は高校生を含む市民を対象とした異文化交流事業として、市は、市国際交流協会を通じて、国際理解教育講座を開催しております。本講座は、公益財団法人茨城県国際交流協会が実施しているワールドキャラバンと呼ばれる国際理解教育講師等派遣事業であり、外国人講師等によるワークショップや、文化紹介を通じて国際理解を深めていただく目的で、年に3回程度開催しております。

本講座は、会員を対象に開催し、年齢を問わず、団体会員である市内高校の生徒にも多くの参加をいただいております。本年10月に開催したアメリカ文化講座には7名の高校生の参加があり、参加した高校生の全員が意欲的に質問を投げかけ、その熱心な様子を講師や参加者から感心の声が上がっていました。次回は来年2月18日、会員向けの持続可能な開発目標、いわゆるSDGsに関してゲーム感覚で学ぶ講座の開催を予定しております。

また、来年度に向けた市内小中学校の児童生徒対象の異文化交流体験としましては、小中学校における異文化交流の一助として御検討していただくために、まずは先ほど申し上げた茨城県国際交流協会の事業であるワールドキャラバンの詳細について、改めて小中学校に御案内させていただきます。

また、ワールドキャラバンの牛久市版とでも申しましょうか、市内小中学校に出向いて自国

の文化紹介等をしていただける市内在住外国人の人材発掘などを市国際交流協会の各部会の方々に相談し、紹介していただくなどして、市内小中学校に提供できるようなメニューづくりを検討してまいります。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 最初に、リモート等を活用した学校での国際交流についてお伺いしました。SDGsの観点を取り入れるなど、各校様々な工夫が凝らされ、子供たちの様子も伝えていただきました。その中の課題として、人材不足や外部講師の招聘などの懸念が見えてきているということです。

また、牛久市では現在、市民間でコロナ禍でもリモートを活用した活動が行われているとお聞きました。そして、この取組を児童生徒たちの学びと一環させるとして、県が主体となったワールドキャラバンの御紹介や牛久市国際交流協会を介した企画等もお考えいただけるということですね。

現在、牛久市内の3つの高校が牛久市国際交流協会のメンバーになっていただいていると伺っています。国際交流協会は市民ボランティアが主体で活動されている団体です。市内にはたくさんの方の外国人の方が住まわれています。海外の方が1人いるだけで、全く違う文化や言語を体験することができます。ただ、あくまでもボランティアの方が主体となり、僅かな会費で活動されているため、おのずと活動に制限がかけられています。

今、このような感染症下で異文化交流が必要となっている今、国際交流協会の会長として、市長の御所見はいかがでしょう。私といたしましては、小中学校PTA等呼びかけ、会員となり参加していただければと考える次第です。御意見をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 現在、先ほど話しました、牛久市内の3つの高校に現在団体会員として参加させていただいております。また、PTAとか、小中学校の団体会員というのは、今なっておりますが、自分たちもそこは今後の検討の課題として認識しておりますので、今後検討してまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私もそういう高校生、中学生もそうなんですけど、今までと違う観点の交流の仕方、学習の仕方というものもあるのかな、今の時代に合った、要するに今は、スカイプとか、そういう映像の世界において、そういう交流の仕方、また先日、甲州市に伺った際ですけども、あちらとのその日本遺産を通じて、甲州市と牛久市の高校生、お互いに協力し合って、一つの動画を作ったりという話を聞きまして、すばらしいですねという話がありました。来年早々にあちらの教育長さんが牛久市にお越しになりまして、施設とかに関心を持っているとい

う話なので、そういうことをはじめとして教育機関との交流、そして高校生との交流がこれからも大きなお互いの、相互に理解を深めるとともに、子供たちの教育の一助になればと私は考えております。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 ただいま市長からも他市間との交流、高校生との世代間交流などお示しいたしました。私自身、市民時代に国際交流協会のメンバーとして、ホワイトホース市へ派遣していただき、その際にみんなで市長へのお土産を買った思い出がございます。私は一般的なウエアとか帽子を提案いたしましたが、子供たちは日本にない電子蚊取り器、アタック型、ラケット型蚊取り器を市長に差し上げた思い出がございます。

ぜひ、隠れた人材発掘にもつながるかと考えます。市内の小中学校PTA等呼びかけ、これから国際交流協会の会員となり、参加していただくことを御提案する次第です。よろしくお願い申し上げます。

それでは、(2)として市内18歳以上の高校生を主体とする主権者教育についてお伺いします。

今年10月に実施された衆議院議員選挙では、県内2つの市で校内に期日前投票所、移動投票所が設置されました。ある高校では、生徒が積極的に活動に取り組み、学校の全面的な協力の下、校内放送等も活用して投票の呼びかけをしたそうです。

また、今回の質問の前に、牛久市内の高校の校長先生にお伺いしたところ、ぜひこのような機会があったら協力したい。主権者教育は非常に意義深いものだと考えている旨のコメントをいただきました。また、令和3年度の文部科学省の主権者教育の最終報告にも令和4年度からの成人年齢の引下げに伴い、子供たちが主体的に主権者として必要な資質、能力を身につけていくことがこれまで以上に重要になると示されています。

投票に行ったことのないという数人の友人に理由を聞いたところ、両親もしていない、面倒という事由に加え、驚くべき回答がございました。議員って自分たちで選べるの、いつも知らないうちに誰かがなっている。私の友人の自宅には当然投票整理券が届いておりましたが、その券は投票所で選挙を見守るものと思っていたそうです。しかし、その日をきっかけに、いまだかつて投票したことのない高齢の御両親も誘い、御家族そろって投票所に出かけたと後日教えてくれました。僅かではございますが、投票率が上がったわけです。改めて、主権者教育の大切さを実感するエピソードでした。

成長していく過程での投票行動は、自己を確立し、次世代の担い手としての意識を育てる意味で大変重要です。そこで、本市における高校での投票所設置についてのお考えをお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 主権者教育の取組といたしましては、毎年高校3年生向けに選挙制度の啓発パンフレットの配布等を行うとともに、実際に使用している投票箱や記載台を中学校や高校へ貸し出しまして、生徒会の選挙などで使っていただいています。

18歳以上の生徒を対象とする移動投票所開設については、現在は実施する予定はありません。初めての選挙は、ぜひ、当日投票所か期日前投票所に直接足を運び、1票を投じていただきたいと考えております。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 ただいま18歳を対象とした投票所設置についての考えはないという旨の御答弁をいただきましたが、では、期日前投票所、または当日投票所に、どうしても今低迷している若年層の投票を、投票時に足を向けるきっかけづくりをできるというお考えがあるか、またアイデアがあるかお示ください。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 今年の衆議院議員総選挙の投票率、年代で見ますと、18歳が45%ぐらいの投票率になっています。全体で54%ということなので、そんなには低くないのかなというところですが、これを上げるためには、一般の大人の方も投票に来てもらうというのが一番の要因、改善する要因だと思うのですが、それを現在アイデアがあるかという、これまでやってきたように投票に来てくださいと広報したり、また牛久市の広報紙やホームページ等で周知するとともに、公用車で放送して歩いたりということはしていますので、その辺を続けてやっていきたいと思います。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 私もできれば、そのような活動の上に、さらに子供の頃からの投票行動、これが保護者、親になってからの投票行動につながると考えますので、こんな中にも将来的に前向きに取り組んでいただける、そう確信いたしますが、ここで教育長にお聞きします。

隣接のつくば市の中高一貫校では、模擬投票の実施や、牛久市の中学校でも先ほどお示しいただいたとおり、選挙管理委員会を設け、生徒会選挙の実施や実際の投票箱を使い、生徒の声を集める取組がございました。制服にリボンをつけてほしい、スニーカーやソックス、体操着の色の見直しなど多くの声があったと聞いております。対象年齢の高校生のみならず、中学生、もしくは小学生からの主権者教育について、どうお考えでしょうか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 小学校では仮想のまちをつくって、仮想の市長候補者をつくって、福祉、

教育、観光、産業などのテーマで選挙をしたりしています。中学校はほとんどの学校が生徒会選挙などで投票箱などを使ってやっているのですが、この間の牛久三中の授業などでは、比例代表制を勉強するために3つの政党をつくって、金融問題、消費税の問題、コロナのワクチンの問題、対外政策では憲法9条問題、この3つを、仮想の政党をつくって話し合いながら、比例代表制のドント式というのを勉強したりしている状況があります。一番大事なのは、社会や地域の課題を、自分が構成員として一緒に考えるという態度をつくるのが大事ななと思っています。

牛久一中はシャトー再生をやっている、先週の金曜日には、うちの創生プロジェクト推進課の課長が行ってくれまして、子供たちがSNSの発信しているのを見て、みんなが発信するよりは、市も発信しているから、どうしたらそれが市民に届くかを一緒に考えてほしいという話をされました。

南中では、第4次総合計画というのを子供たちが全員読み込みまして、そこから質問事項をおのおのつくって、100個近い質問をつくって、市のほうに出しまして、担当課の方々が丁寧に返事を書いてくれまして、それを基に先週の金曜日は子供たちが全員外へ出て、区長たちと一緒に地域課題を話し合うことをやっています。

小学校の子供たちは、国語の授業でまちの未来を考えようというので、自分たちで考えてプレゼンするという授業があるのですが、ひたち野うしく小学校の6年生は市民満足度調査という市のデータがあるのですが、それをまず全員が読み込んで、そこから自分で関心のあるテーマを表に出して、まちの提案というのを、200人近く、全員が読み込み提案している。

牛久小学校では、防災探検隊といって、市民の方々が40人ぐらい付き合って、地域に出て、地域の危険箇所とか、110番の家とか、見通しの悪さとかを話し合いながら、防災地図を作って、地域で張りたいということをやっていますが、そんなことも主権者教育として、将来の投票行動につながっていくのではないかなと考えています。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 具体的な事例を数多く御紹介いただきました。市の施策に基づいたシャトー再生、第4次総合計画、パブリックコメントの調査、検証など小学生、中学生、そして高校生で実際に投票する、これは大変有意義な試みであると考えます。ぜひ御検討いただきたくお願い申し上げ、次、3点目に移ります。

(3) 牛久運動公園の施設整備の方向性についてです。

御存じのとおり、感染症の影響で市内、近隣のプールは一時使用が中止され、中学校においては水泳の授業が行われていないという現実があります。昨今では、スイミングスクールに通う児童が増え、あえて水泳授業は実施しなくても構わないという風潮があることも事実です。

今後、一度も水泳に挑戦しないまま大人になり、家庭を持ち、子供を養育する、そんなケースが増えると考えられます。

一方で、保護者や青少年の水難事故が増えています。異常気象による思わぬ水害も増加しています。水の感触や着衣泳を経験し、水泳の楽しさと水の怖さを知る、非常に大変重要なことだと考えます。

運動公園プールは、老朽化が進み、またドーム屋根を撤去したことで、水温等の問題から活用されないままとなっていますが、今こそ屋外プール復活をとの声があります。その多くは保護者の方々です。また、同公園の多目的広場も、広大な敷地を有しながらもサッカー、陸上競技等の会場としては整備されておられません。対外試合や遠征が制限されている現在、地元トラックや、一部分だけでも人工芝のグラウンドを望む声が上がっています。望まれているのは、スポーツ愛好家だけではなく。芝の広場は、歩き始めたばかりの幼児を安全に遊ばせることもできます。現在のプール、グラウンドの状況や今後の方向性についてお聞きます。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 牛久運動公園のプールは、牛久市唯一の市民プールでございまして、多くの市民の皆様に御利用いただいております。

現在、プール施設を安全に開放するためには、9月議会の際にも答弁いたしました、整備・修繕を行わなければならない箇所が多く存在している状況であります。プールとして開放する場合には、もう一度プール施設の安全を再点検しながら、開放は今できない状況であります。

今後、プールとして活用していくのか、また別の用途として活用していくことについては、修繕・改修費用や改修後の利用状況を検討しなければなりません。また、国の補助金を活用している部分がありますので、今すぐほかの用途に転用することは非常に難しい状況であります。

牛久運動公園の多目的広場は、スポーツや各種イベントの会場としても利用でき、親子や友達など多世代の利用者が一緒に楽しめる場所と認識しております。しかしながら、人工芝などの再整備ということとなれば、当然のことではありますが、多額の費用を必要といたします。また、人工芝化することで利用できる競技種目が限定されることも想定されます。今後どのように整備すべきかについては、市民が利用しやすい施設であることを前提に、利用種目や利用方法を慎重に検討しなければならないと思っております。

最後になりますが、現在、教育委員会ではスポーツ基本法に基づくスポーツ推進計画の策定準備を進めています。今後は、さきに答弁いたしました内容も含め、市民の多様なスポーツニーズに対応できる特色あるスポーツ推進のため、その計画策定に当たっては、皆さんからの御意見、そして聴取を実施しながら進めてまいります。

スポーツの多目的広場は防災訓練、消防車を使って車両を入れることもございます。あそこに芝を作ってしまうと、そういうことができなくなることもあり、非常にあそこはいろんな意味で多目的に使われるところなので、整地等、そしてその後からもそういう議員おっしゃるような、そうした整備はちょっと難しい、何かほかの部分にそういう視点での整備を行ってまいります。

また、野球場に関しても、私は以前からシーズンオフのときは週末に場所を開放しながら、野球場のそういう観戦、観戦じゃなくて、そういう憩いの場所、公園として使っていくんじゃないかという話はしております。ただ、次の場合はやっぱり芝の養生とか、いろんな制約がございます。一概にそういうこともできません。ただ、今までのそういう利用の仕方というものも改善していけたらいいなと思います。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 プールについては、運営再開までにたくさんの課題があること、人工芝グラウンドは早計ではあるが、その目的面でもコスト面でも検討を要することを、市長より確認いたしました。

ただ、先般、牛久市は鹿島アントラーズFCとフレンドリータウン協定を結ばれました。ぜひこのチャンスを活用して、地元のサッカーチーム、ファンのみならず、青少年の健康増進、観光振興など、次のステップにつなげることはできるのではないかと期待できるものです。

また、整備に欠かせない財源確保です。まず、プール、多目的広場に将来的に活用できる補助金などがございましたらお示してください。さらには、アントラーズとのつながりができたことで、運動公園の売店、武道場等で試合前後にライセンスグッズの販売も想定されると思います。また、同チームでは自治体とコラボしたエリアライセンスグッズの販売も展開されています。加えて、キャラクター自動販売機の設置やアントラーズショップで人気を集めるカプセルトイ、いわゆるガチャポンなどはいずれも広報効果や子供たちの楽しみという意味合いでは、効果が大きいように感じます。ライセンスグッズの限定販売をはじめ、コラボ型自動販売機やカプセルガチャの常設等についてはいかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 補助金の活用を含めた財源の確保につきましては、事業推進にとっても重要な課題であることは認識しております。その中で、牛久市のスポーツ行政として多くの助成を受けているものとして、国の補助金のほかに、スポーツ振興くじ、t o t oの助成金があります。この助成金は、地域におけるスポーツ環境の整備充実など、スポーツの普及・振興を図るため、独立行政法人日本スポーツ振興センターが助成事業を行っております。申請は、1月中旬までに翌年度分の申請を行い、翌年度4月中旬に交付決定がなされるもので、助成の対

象となる事業には、グラウンドの芝生化事業やスポーツ施設等の整備事業、スポーツ活動推進事業等がございます。申請においては様々な要件がありますが、例えばグラウンド芝生化事業を例に取りますと、4,800万円を助成金の限度額として、助成対象経費の5分の4が助成されるような仕組みです。

牛久市では、過去に女化運動広場の天然芝生化事業、牛久シティマラソン開催事業、今年度は牛久運動公園のバスケットボールゴール購入事業に対してなど、交付決定を受けて事業を進めております。

そのほかの財源の確保につきましては、議員から御提案のありましたカプセルトイレの設置などは、今年1月にフレンドリータウン協定を締結した鹿島アントラーズの関連グッズなどが設置できれば、一定の収益となる可能性を秘めているものと考えます。相手方との交渉にはなりますが、幅広くお話をさせていただき、補助金・交付金などの活用と併せて積極的に検討し、財源確保の一助になるよう努めてまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 今、私たちがたまにスポーツ、イベントとか鹿島アントラーズもそうですが、また、来年度には利根川議員からもいろいろ提案がございました野球のイースタンリーグなのですが、2試合ほどやる予定でございます。まあ、野球ばかりじゃなくて、サッカー、そしてバスケットなんかににおいても、2月5日、6日に甲州市との日本遺産の、そういうのがございますので、そういうプロスポーツを紹介しながら、スポーツ、そして歴史に文化、そういうものに結びつけたイベントなどを考えながら、総合的にこの牛久の観光的なものをどう取り入れるかというのをやりながら検討します。また、野球に関しても、野球場のグラウンドが今ちょっともう、何ていうんですか、水はけするために工事が必要な時期に来ていますので、併せて、そうすることによって一部改修しながら、夏の高校野球、夏の大会がもし牛久市でできるようなことがあれば、これは非常に利便性もいいものですから、実際高野連からもそういう話を、私のほうはどうなのかとやっていますけれども、収容人数等いろいろございました。僕もスポーツ等、文化、そういうものを総合しながら、このまちに魅力というものを発信できるの、つくり上げるのも、工業団地というのもう場所が限られてないので、できるものからやったり、シャトーをはじめとして、文化、そしてスポーツのものをどう発信できるかということ、これから全力で取り組みたいと思っています。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 ただいま市長より、野球、サッカー、バスケ、多方面から牛久を盛り上げる試み、企画などについてお伺いしました。

牛久運動公園は、大規模整備について十分な設計が必要、コストが必要と思われる一方、今

市民に非常に求められている施設です。サッカーの試合は女化グラウンドに行かないとできない。自分たちの地元にはこんなに広いグラウンドがあるのに、また赤ちゃんをはいはいさせるのに、土だけのグラウンドでは非常に危ないと思う。そんな声もいただいております。ぜひ、助成金、交付金等も視野に入れ、多方面で牛久市を盛り上げる試みの一環として、グラウンドの整備をお考えいただきたいと思います。

また、カプセルガチャ、自動販売機などの非対面、非接触で常設が可能な整備については、第一弾に向け、ぜひ実施に動いていただきたく思います。

去る11月に社協で設置した赤い羽根募金のカプセルガチャは、本庁舎では2週間、実質10日間で164個、先日の牛久シャトーガーデンマルシェの数時間でも38個の利用があったとお聞きしています。1日に1台5個平均と言われるカプセルトイ業界の中で、なかなかの効果ではないでしょうか。

また、プール、グラウンド等の整備が進めば、東電施設使用料等の収入も見込めると考えます。地元、近隣で過ごす子供たちの時間が、市民の時間が増えている今、交付金への応募とともに、ぜひ整備、充実化に取り組んでいただきたいと考えます。

続けて、大きな2点目として、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う課題と対策についてお伺いします。

(1)は接種を受けられない市民への補助についてです。第3回目の接種が進む中、持病や副反応により影響が出ると思われる方は、未接種なまま不安な日々を送っています。一方で、国は若年層への接種促進策として、2回の接種を終えた人に対し、様々な優先制度を設けています。その中には、大手企業と提携し、アルバイト、パート従業員の時給に差額を設けたり、面接時に現金支給を行うなどのワクチンインセンティブがあります。ある大学生からは、面接時に接種の有無を聞かれ、その回答だけで不採用となった感があると聞きました。

また、リモート授業の日々から解消され、ようやくコンサートチケットを手にしたら、未接種の人は2日間以内のPCR検査結果を持参する旨の案内を受け、1万8,000円の検査代に頭を抱えた学生もいます。一緒に行く約束をした友人は取手市民で助成が受けられるため、牛久市には補助がないのかと、共にため息をついたようです。

加えて、未接種世代の子供たちにも支障が起きています。一部認められていた子連れ出勤の全面禁止、結婚式への出席を断られるなど様々な問題があります。この私の一般質問提出時には、国によるPCR検査助成、3回目接種の指針は明確にされていませんでした。そこで、12月現在、PCR検査助成、11歳以下の子供に対する接種のスケジュールなど、把握されている範囲でお示しください。また、市独自の補助としてすぐに使用できる抗原キットの配付等のお考えについてお伺いします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 市におけるPCR検査の助成につきましては、国・県の動向を基にいたしまして、数回にわたり方向性を検討しております。

PCR検査は、御存じのとおり、検査した時点での感染の有無を知るものでありまして、検査結果が出る頃には新たに感染している場合があることや、感染していても陰性になる場合があるため、100%安心・安全につながるものではございません。しかし、国はコロナ禍での経済社会活動を促進するために、ワクチン・検査パッケージを活用し、検査の陰性証明による行動制限緩和を示しております。

現状といたしまして、アレルギーや持病等でワクチン接種を受けられない方の中には、職場やイベント参加等でPCR検査の結果等を求められることがございまして、その都度高額な検査料を自費で支払わなければならない場合に負担が大きいことは十分承知しているところであります。

現在、国の動向といたしまして、感染拡大時には都道府県の判断で無症状の方に行う、指定された検査会場でのPCR検査、あるいはワクチン・検査パッケージ活用での12歳未満の方や体質などでワクチン接種ができない方などへのPCR検査の無料化などが、第6波に備えた対策として現在検討されています。

市といたしましては、それらの動向も注視しながら、社会活動で検査が必要な場面や、公的な助成を行う際の基準、主催者側での対応状況、あるいは助成の目的や位置づけをさらに検討いたしまして、独自の助成等につきましては、慎重に判断してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 ただいま国によるワクチン・パッケージの概要をお示しいただきましたが、具体的なPCR検査の助成がいつ始まるか把握されていらっしゃいますか。再度伺いたいします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 今後、国が行いますワクチン・検査パッケージを進める上で必要となりますワクチン接種証明書発行手続に関する自治体説明会が、11月24日に国のデジタル庁において開催されたところであります。その資料の中には、マイナンバーカードを活用した、国が開発した個人のスマートフォンアプリのワクチン証明書の電子交付がスケジュールとして、12月中旬頃開始見込みということで示されております。

現在、PCR検査の実施等を含めまして、それ以外の情報は国からございませんけれども、国からの情報が入り次第、ホームページ等で速やかに市民の皆様様に周知をして、適切に開始できるように進めてまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 スケジュール、分かり次第、皆様にお示しいただきますようお願いいたします。

隣接のつくば市では、感染をいち早く発見するためには有効な手段であるとして、知見に基づき、幼稚園、小中学校、児童福祉施設等を対象に、抗原キットを無料配付しています。牛久市では、独自の補助として抗原キット配付等のお考えについてあるかどうか、再度お伺いいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 先ほどお答えいたしましたように、国のほうで現在感染拡大、第6波に向けた準備に対して、感染拡大時には無症状者のPCR検査の無料、あるいは検査パッケージによる12歳以下の無料の診断ですとか、そういう準備もされております。そういった意味を踏まえまして、ワクチン・検査パッケージの制度の要綱におきましては、検査の内容をPCR検査、あるいは抗原の定量検査に加え、その場の状況のリスクを下げるものの考えに基づきまして、抗原の定性検査も利用を可能としています。市がキットの配付や検査への補助を行うに当たりましては、どのような場面において補助することが公平であって、かつ効果的かどうか、そういったものを慎重に判断してまいりたいと思います。あと、今後の国の動向にも十分慎重に、動向を見ながら判断していきたいと思います。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 接種が進む一方で、確実に取り残されている方々があります。接種促進と同時に、差別やハラスメントが起きてはならないと考えます。どちらにも、国の動向を見守りつつ、柔軟な対応をお願い申し上げます。

次に、(2) 接種不安の解消に向けてという観点からお伺いします。

周知のとおり、副反応については、SNS等で誤った情報も飛び交い、漠然とした不安から受けけないという方や、妊婦さんからも御心配の声をいただきます。

そこで、牛久市ではこれまで接種や副反応に対する市民の声にどのように対処し、今後第3回目のブースター接種の安全性等はどのように広報していくのかについてお伺いします。

加えて、ファイザー社製ワクチン、モデルナ社製ワクチンには、医薬品添加物のポリエチレングリコールが使用されており、アレルギーを持つ方には同物質を使用しないアストラゼネカ社ワクチンがこれまで推奨されてきました。その第3のワクチンについては情報が少なく、また県管轄の施策であるため、必要な方に知られていないという実態がございます。現在進められている3回目接種のワクチンはファイザー社製です。アレルギーを持つ市民にアストラゼネカ社ワクチンの3回目接種が可能となった際の、より適切な広報、周知の方法についてのお考

えもお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 アストラゼネカ製ワクチン接種につきましては、茨城県が接種体制を準備いたしまして、全県民を対象に、水戸市と阿見町の2か所の県の大規模接種会場で、1回目は9月5日から9月26日まで、2回目は10月31日から11月21日まで毎週日曜日に各20名ずつ実施しております。3回目接種につきましても、同じく県が実施する方向で準備を進めていると現在伺っております。時期や場所など詳細につきましては、決定次第、市のホームページ等で周知してまいりたいと考えております。

また、アレルギー等によりメッセンジャーRNAワクチンの接種ができない方につきましては、まずは接種について主治医と相談していただくことが重要であると考えておりますが、併せて国や県の副反応相談窓口についても、市ホームページ等で案内してまいりたいと考えております。

ワクチン接種が不安となる要因の一つにつきましては、情報を正しく理解できないことが挙げられます。様々な情報を入手できる若者、若い世代は、情報により不安が大きくなることもございます。また、これから承認される12歳未満の子供は、保護者から子供へ伝わる情報の影響が大変大きくなります。正確な情報が速やかに行き渡り、少しでも不安を解消した上で、接種の有無について判断できるよう、個別の通知や市ホームページ等を通じまして発信してまいりたいと考えております。

また、市民が相談の上、安心して接種について考えられるよう、市の保健センターにおきましても、相談のほか、国や県の相談窓口の周知などにも支援してまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 ワクチン接種が進むにつれ、当然副反応に対する疑問や未接種の方への問題が起きてきます。市の保健センター、一層お忙しくなるかと存じますが、適切で速やかな対応をお願い申し上げます。

3年目に突入する感染症との闘いに、心より皆様に感謝いたします。今後も速やかな対応をお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、12番加川裕美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時ちょうどといたします。

午前10時53分休憩

午前11時02分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

○13番 北島 登 議員 日本共産党、北島 登です。

質問通告に沿って一般質問を行います。

まず、新型コロナウイルス感染症についてです。新型コロナウイルス感染症は、第5波後の小康状態となっています。しかし、第6波の可能性が消え去ったわけではありません。南アフリカで発生し、EU域内にも広がりつつある変異種のおミクロン株による感染が危惧されています。日本でも2名の感染者が出ています。そして、このおミクロン株は、ワクチンを2回接種した人にも感染するブレークスルー感染が多いことも指摘されています。引き続き、新型コロナ対策は重要です。

茨城県は10月29日、新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅で療養される患者に関する個人情報の提供等についてと題する通知を各市町村に送りました。それには、今後の感染拡大に備えては、市町村と連携した体制構築が重要となつてまいりますと書かれ、これまで一切提供されなかった自宅療養の感染者についての個人情報を市町村と共有することができるようになりました。県の新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の情報提供について伺います。

まず、自宅療養者の基準はどのようなものか。第5波のときは8月に自宅療養中に亡くなった人が全国で250人に達し、今年3月以降では全国で1,000人近くに上っています。自宅療養の基準というようなものがあるのか、どのような人が自宅療養とされるのでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 新型コロナウイルス感染者が発生した場合、担当医師によるメディカルチェックが行われまして、その結果により療養先が決定されます。このメディカルチェックとは、呼吸が苦しいなどの自覚症状や肺の画像診断、年齢や合併症の有無などを加味した臨床診断のことでありまして、項目ごとに点数化されており、必須項目や合計5点以上に該当した場合は入院と判断されます。

県の感染症対策課に確認したところ、入院に該当しなかった場合は療養施設を紹介しておりまして、原則的には自宅療養は認めておりませんが、家族状況や喫煙習慣等を理由に自宅療養を強く希望した場合については、認める場合もあるとの回答でありました。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 原則、自宅療養を認めないということで、県のほうはしっかりした体制を取っているようではございますけれども、この自宅療養については、情報提供の中には、過去の記録、そういったものも情報提供されるのでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 新型コロナウイルスに感染した自宅療養者の情報につきましては、災害が起きた場合の自宅療養者情報といたしまして、茨城県災害情報共有システムを通じて、現在は県から週2回、防災目的で市の防災課に通知されております。その内容は、現時点で自宅療養している対象者の氏名、性別、住所、連絡先となっております。これらの過去の情報については、市の防災課で情報提供を受け始めました9月7日以降の履歴が確認できます。また、県におきましても、過去の自宅療養者の情報について、長期間保管すると伺っております。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 この情報についてですが、その取扱い、非常に微妙な問題がいろいろあると思いますが、情報にアクセスできる範囲はどのように考えているのか。自宅療養者の個人情報、これは必要最小限にとどめて、自宅療養者が差別や偏見にさらされないようにすべきですが、市役所ではどう考えているのか、お伺いします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 自宅療養者の情報提供について、県は令和3年、今年10月29日付、感染対策第524号「新型コロナウイルス感染症と診断され自宅で療養される患者に関する個人情報の提供等について」の通知におきまして、県と市町村が連携し、自宅療養者へ支援を行うことを目的とする場合、県と覚書を締結することで情報共有が可能であることが示されました。

覚書の締結について支援内容を含め検討するに当たり、現在、県が自宅療養者に対し行っている支援について確認したところ、県庁の健康観察チームにより3つの支援を行っているとのことでありました。1つ目は状態悪化の際に速やかに入院治療につなげるための毎日の健康観察であります。2つ目はパルスオキシメーターの貸与で、県が自宅療養者全員に配送を行っており、現在1万個以上の在庫があり十分に対応できている状況であります。3つ目は希望者への食料品や生活必需品の配送ですが、県によりますと需要は少なく、牛久市民で昨年度利用した方は2名、今年度においてはゼロ件とのことでありました。

これらを踏まえまして、覚書の締結につきまして検討いたしました。県が実施している事業以外で市が行うべき必要不可欠な支援やニーズ等は、これまでに市民からの要望も出ていないという状況から、現在までに締結には至っておりません。今後、覚書の締結により自宅療養者の情報を取り扱うことになった場合には、厳格な個人情報の取扱いとともに迅速かつ適切に支援を実施してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 今回の答弁で、県との覚書は交わしていない、締結していないということですが、必要になってから、市民からの要望が出てからでは、素早い対応が難しいと思われる。今からどうするのかということを検討し、定めておく必要があると思うのですが、その考えを伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 現在、庁内におきまして、その覚書を締結する前に、支援できる必要な体制を整備するということを現在庁内で進めております。こういった担当部署、あるいはこういった形で適切な支援ができるか、そういうのをまずは県との覚書を交わさずに、持っている情報の中で支援できる体制の構築を現在進めております。その上で感染が拡大してきた状況においては、県も随時その覚書は締結できるという状況を伺っておりますので、その覚書を即座に締結して、支援につなげる情報を活用できるように、迅速に進めてまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 続いて、情報の取扱いですけれども、自宅療養者の情報、例えば食料や生活必需品の支援の場合、担当職員以外の外部に委託するということになるかと思うのですが、そういった場合にどのようにして、個人情報漏えいしないように、どういう措置を取ろうと思っているのか伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 新型コロナウイルスに感染された方の情報につきましては、年代、性別、職業及び新規か濃厚接触かの感染経路等が公表されています。市が自宅療養者を支援する場合におきましては、公表されている情報以外に個人を識別できる情報を取り扱うこととなります。この個人情報は氏名とか住所、連絡先ということでありまして、支援の内容により、その支援を行う方は、議員御指摘のとおり、外部委託となることもありますので、情報を取り扱う人や場面を最小限といたしまして、自宅療養者情報を支援のために共有する場合には、契約等を締結する際に取扱いの手順を示しまして、慎重に行ってまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 続いて、市として行う支援についてですが、県は自宅療養者の支援を行っています。先ほども答弁の中にありましたが、パルスオキシメーターの配付、毎日の状況確認、そして食料品、生活必需品の配付、こういったことは現在県が行っていますが、より身近に市としても、例えば市内での自宅療養者の数が大きく増えてくるという事態になれば、当然必要になってくるのではないかと。県が本当に全部、全県対応し切れない状況も発生する、

そういう事態についても考えておく必要があると思うのですけれども、こういった中で市としてどの項目についてどのような支援を考えているか、想定しているか、伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 酸素濃度を測定するパルスオキシメーターは、県が毎日の健康観察や重症化を早期発見するための資材として、自宅療養開始と同時に配付しております。毎日の健康観察とパルスオキシメーターの配付は一連の事業となりますので、引き続き県の事業として行うことが適切であると考えております。また、先ほども申し上げましたように、在庫も1万個以上確保できている状況、県におきましてその状況であるために、効率よく必要な方への運用が可能な状況となっております。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 近隣では、つくば市などは、食料品、生活必需品の支援を行っていたと聞いていますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 生活必需品の配付につきましても、現在その覚書の締結をする前段階といたしまして、市の独自に支援ができるかどうか、そういった部分も今全庁的に、各担当で調整、準備を行っているところであります。県の生活支援物資の支援も併せて行っておりますので、市としてそれとかぶらないような体制で十分に、それ以外のところ、例えば自宅に同居されている感染者以外の家族の支援ができないかどうか、生活支援物資的な支援ができないか、そういったものも含めて現在検討しております。以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 続いて、自宅療養後の支援について、これは自宅療養者だけではなく、感染者全体、感染者の皆さんと共通するのですが、こういった、例えばコロナ感染によって後遺症に苦しむ人、職を失ったり収入が激減、生活に困窮している人、そういった人が出てきた場合、市独自の支援として相談窓口の設置や経済的な支援も検討してはどうかと思いますが、市の考え方を伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 コロナウイルスに感染の方には、後遺症に苦しまれており、経済的に困難な状況に陥る場合もあるということを承知しておりまして、県の対応では、自宅療養が解除できれば、それ以降の個別対応はなくなりますが、後遺症の相談等については県の受診相談センターで対応しております。

市といたしまして、自宅療養後の相談につきましては、保健センターでの個別の相談、状況や必要に応じて支援できるよう努めてまいります。

また、生活困窮者の支援につきましては、緊急小口資金や総合支援資金の貸付けなど、国保税等の減免や事業者にも様々な支援策など、個々の状況に合った経済的な支援が適切に受けられるよう鋭意対応してまいります。

先ほどの個別的な食料の配達でございますけれども、牛久市では既に防災のほうで、何かあったとき支援物資というのを提供できる仕組みをしております。それに併せて、そういう保健所のほうからそういう支援について相談があった、まあちょっと今、年末の子供たちの支援、そういう非常に仕事が多過ぎて、毎日今でも9時前後の残業している状況でございます。

そういう中で、どうしてもちょっと支障があるということで、この部分を交通防災課のほうに振り分けまして対応しているところでございます。今までは牛久市ではいろいろございましたが、でもこれからどうなることか分かりませんので、そういうことです。ただ、一つ茨城県の方で、県がそういう協定を結べば情報を流す、それはおかしいなという話で、私たちにそういう話があれば自治体、全力で取り組むわけなのですが、それを何かそういう協定を組めばいろんな情報を流す、違和感を私は感じる次第であります。

ただ、一番ここでやっぱり自宅に届ける場合には、いろいろありますけれども、これは非常に難しいことございまして、一番肝腎なのは、市民の皆様が冷静になって、そういうことをどのように判断していくのか、これが一番私はコロナ禍の中でもそういう常識的な言動が、一番の私は最善の支援策なのではないかなと思います。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 担当の部署は毎日コロナ発生以降、ずっと大変な努力と忍耐を強いられているということは分かります。それを承知の上であえて申し上げれば、今ほど言ったような市民が困窮しているといった事態になれば、やっぱり市民の命と健康を守るために、命と生活を守るために、素早い対応ができるようお願い申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

校則についてです。昨年12月議会で私が校則について質問しました。その後、日本共産党は全国的にネットを利用した校則アンケートに取り組み、中高生、保護者、教職員から多くの回答が寄せられました。アンケートでは、校則で疑問に思うものはありますかという問いに、中高生では82.2%、保護者では85.6%、教職員は何と91.5%がはいと答えています。

文部科学省は、今年6月に校則の見直しに関する取組についてという事務連絡を、各都道府県教育委員会及び教育関係機関に出しました。その中では、校則について、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかとといった旨の指摘もなされていますと書かれています。そして、内容や必要について、児童、生徒、保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要

ですとも指摘しています。

昨年の一般質問では、掃除のときの黙働、黙って働くというようなことだと思うのですが、国語辞典にあまり載っている辞典は少なかったのですがね、あの言葉。それとか、掃除のときに雑巾バケツの水は替えないといった、なぜそうなっているのか意味が分からないような規則が決められているという質問をしました。そしてまた、細か過ぎる服装や髪形についても、これは表現の自由、人権侵害に当たるのではないかと質問しました。

今回は、1年たってどのように見直しがされたのか、どういう視点で見直したのか質問します。この1年間で規則を見直した学校数、どれだけでしょうか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 校則や学校生活の決まり、約束については、市内全ての学校で毎年見直しを行っています。その中で、昨年12月以降、校則を改正した学校は、13校中5校ありました。校則について、教職員が子供たちの生活を振り返りながら話し合ったり、保護者からの要望を取り入れたりしながら、児童生徒の状況に応じて改正しているのが現状です。

現在、4校は校則の改正に向けて取組中です。生徒会が中心となって、生徒の意見を集約し、学校生活の決まりについて検討しています。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 校則改正の検討、その際児童生徒、そして保護者からの意見、どのようにして集められて、どのように改正の中に取り入れられたのかお伺いします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 校則の内容は、児童生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているのか、絶えず積極的に見直していく必要があります。そして、校則の見直しに当たっては、児童生徒や保護者が何らかの形で関わって、よりよいものにしていくことが大切だと考えます。

牛久第二小学校では、委員会活動において、5年生、6年生の児童が防寒着の着用について先生たちと意見交換を行いました。コロナ対策で換気する機会が増え、室内の温度が低くなることを踏まえ、室内での防寒着の着用が可能となりました。

中学校では多くが、生徒会が中心となって、生活の決まりについて話し合う場を設定したり、意見箱の設置や各クラスにアンケートを取ったりして校則について検討しています。保護者からは学級懇談会や学校アンケート、新入生保護者説明会などを通して意見を聞いています。

牛久南中学校では生徒会役員が、学校運営協議会で保護者や地域の方々に校則の改正について提案しました。生徒心得を変える意味や生徒心得の現状をプレゼンテーションで分かりやすく発表しました。提案を聞いた協議会委員からは、「校則を変えようと思ったきっかけは何で

すか」と質問があり、生徒が「タブレットを日常的に使うようになり、使い方のルールなどを明記する必要があると感じました。さらに、校則について深く考えていくと、中学生らしい服装とは何なのか時代に合わせて考えるべきだと思いました」と答えました。また、別の委員からは、「自分たちで校則を変えるということは、生徒自身がその責任を持ち、学校生活を送っていくことにつながる。自分たちの思いを実現してほしい」という意見がありました。生徒たちは学校運営協議会の場で保護者や地域住民と意見を交わせることで、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにつながり、生徒の主体性を養う機会となりました。

また、校則の改正に向けて保護者からの意見を取り入れたものもあります。

ひたち野うしく小学校では、体操服で登下校する機会があることから、防犯と個人情報保護を理由に、体操服の名札をなくす要望が保護者からあり、体操服の名前を外して、そこに校章を入れるデザインに変更しました。

ひたち野うしく中学校では、保護者から雨天時の登下校の安全面を考えて、運動靴だけでなく、長靴の利用など柔軟な対応について要望があり、それが取り入れられて長靴を履いて登下校してもよいことになりました。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 今回の改正で、寒いときに防寒着を着てもよいというふうに変えられたそうですが、寒いときに防寒着を着てもいけないという校則があったこと自体が非常に驚きです。私たちは健康を守るためにいろんな服を着たりするわけですが、そういったことがまだまだ多く残されているのではないかという感じを、思いを禁じ得ません。

次に、校則の改正内容とその理由についてです。どのような理由で改正されたのか、先ほども一部お教えいただきましたが、特に取り入れられなかった児童生徒や保護者の意見、どのようなものがあったのか、それがなぜ改正に反映されなかったのかという点について伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 昨年の12月以降の校則の見直しで改正になった内容は、まず牛久第三中学校の職員と話し合い、持ち物について小学校と中学校で違いが出ないようにするために、ハンドクリームやリップクリームを無香料のものにすることを決めました。

また、児童のけが防止のために決まりを改善した学校もあります。中根小学校は児童の人数が多く、けがをする児童が増えたため、休み時間のグラウンド使用を曜日ごとに学年で振り分けました。

おくの義務教育学校では、生徒からの意見をきっかけに外靴の色について全白と指定していたものから、全白の靴がなかなか見つからないという理由で、白を基調としたものに改正しました。

このように学校は児童生徒の実態に応じて校則の見直しや改正を進めておりますが、実際に取り入れなかった意見にどのようなものがあるかということは、ちょっと今手元に資料がありません。小学校ですと、発達途中ですので子供たちのいじめとか、トラブルとか、子供たちの自己主張が強くて、わがままな行動でトラブルを起こすということも多々ありますので、やはり発達途中の子供たちにはある程度の校則が必要なのかなということで、子供たちや保護者を交えて検討するということを進めている現状です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 先ほど述べましたアンケートの中で、中高生の疑問に思う校則のトップファイブを紹介します。1番がツブブロックなど特定の髪形の禁止、これは71%が疑問に思っています。2番目が靴下の色、長さ、ポイントなどの指定、59.9%、髪の長さや結び方の指定、55.6%、髪染めの禁止、55.2%、スカートの長さの指定、52.4%というふうに、これだけでも半分以上の中高生が疑問に思っているわけですね。先ほど文部科学省の通知の中でも、児童、生徒、保護者、共通理解は必要だと指摘されていましたが、やっぱり非常に要求が強いにも、理解されていない。この点は、教え込むのではなくて、実は校則のほうがおかしいからじゃないかと思うわけです。

こういった、先ほど教育長は取り上げられなかったのか、今ファッションに関わるものがほとんど入っていない。防寒についてはちょっと入っていましたが、こういう状況については何か把握していないでしょうか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 先ほど申しましたように、靴の色などの、白から白くないものという検討を進めている学校が多いです。例えば牛久一中においては、靴紐や靴の色、髪形の自由化などを今考えています。三中では、子供たちの話の中に、靴の色、現在の白1色からほかの色も認めるような検討をしている。下根中、靴や靴下の色指定を検討しているということで、今お話しされたような靴下とか靴の色について検討している学校が多い現状です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 そういった生徒からの意見については、真摯な対応、尊重して検討を進めていただきたいと思います。

ある学校で掃除のとき、バケツの水を替えないという校則に対して、何でバケツの水を替えてはいけないのと質問したところ、教員は何の説明もなく規則だからと、教員自身も説明できないのです。常識的に考えれば、雑巾バケツの水は汚れたら替えるのが当たり前なのですね。私たち小さい頃はそう教えられました、逆に。ですが、こういったことがどうなっているのか。教員の、ともすれば校則を守らせることが目的化している状況はないのか、規則だからという

ことで抑えつけていることはないのかどうか、ただでさえ忙しい教職員に服装検査や校則を守らせるための指導、余分な労力を使わせている現状があるのではないかと思います。見解を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 私も現場に長くいましたが、小学校、中学校の子供たちというのは、大人と違って、いろんな面でトラブルを起こしたり、けんかになったり、いじめになったりという現象が多々あります。それをどうして止めたらいいかというときに、私たちの時代も子供たちと一緒にルールをつくってきました。それは、長い間、形骸化しないように、やっぱり子供たちが話し合いながら変えていくということは大事だと思います。

先ほどのバケツの水のところも、きっと水道が遠かったり、またはその時間が短かったりして、それらの理由があるのかと思いますが、現実には私も分からないので、実際調べてみたいと思いますが、子供たちと一緒に先生たちも考えてくれている中で、きっと実はトラブルがあって、またそこから新しいこうしようよという話が起きているのかと思いますので、学校の実態をもう一回調べながら検討していきたいと思います。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 続いて、人権条約としての校則という点について質問します。

日本国憲法には人権条項があり、思想及び良心の自由をはじめ、信教の自由、表現の自由、その他幾つも規定されています。この人権というのは、大人だけではなくて、オギャーと生まれたばかりの赤ちゃんを含め、全ての人に保障されるべきものです。先ほど、子供たちは発達途上にあり、様々な問題を起こす。これはおっしゃるとおりだと思います。しかし、その中で、説得、納得、その上で守らせるということなしに、一方的に抑えつけるようなやり方がないのか、職員さえも説明できない校則、おかしいと思うのが普通だと思います。

また、国連、子どもの権利条約は、先ほど言いました、憲法に書かれている人権以上に、子供は人権を持つ主体として、より具体的な内容を定めています。その考え方の基礎は、子供の最善の利益ということです。生存権、教育を受ける権利、意見表明権、養育される権利、そういったことは細かく定められていますが、校則を考える際にもこうした憲法、子どもの権利条約に定められた人権という視点から見るのが大事なのではないでしょうか。

そういう上で、先ほど言いました校則への疑問の、ファッションに関する規則は多くの人が疑問に思い、合理性がないかと思われます。学校で、校則改正で靴は白というのを検討している学校があることが答弁の中にありましたが、なぜ白でないといけないのか、なぜ誰もがみんな同じ色でないといけないのか、ここには個性、没個性の世界になりますね。表現の自由というものが全く認められていない。表現の自由というのはいろんな新聞や発言だとか、そういう

たことだけではない。自己表現、これが自由にできること。そのことによって処罰されない、そういうことが必要なわけですが、こういった面でも大きな疑問が残ります。

牛久市の教育は、アクティブラーニングを推進し、主体的な教育というものを進めています。これは非常にいいことだと思っています。その一方で、先ほどから言いました、ファッションや行動に合理性が認められない規則を強制する。主体性を抑え込むことが行われているのではないか。そういう見地から、憲法、国連子どもの権利条約を学んだ学校、そしてその内容について伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 先ほど、靴の問題ですが、私が校長のときにこんな問題がありました。靴は自由にしていいだろうということで、ある子供が高価なブランドの靴を履いてきました。2日で盗まれてしまって、どこに行ったか分からないということがありました。また、一方では、経済的に貧しくてなかなか靴を思うように買えないという子供もいました。そういうこともある中で、ある程度靴の校則を決めておこうということで決めた経緯がありますので、あと現場の状況に応じて、どうなっているかを今後も見ていきたいと思っています。

子どもの権利条約につきましては、いじめが子供の権利を侵害する行為であることから、4月にいじめ防止対策推進法の通知と併せて各学校に活用をお願いしております。また、各学校のホームページから子どもの権利条約がすぐに見覧できるようになっています。各学校の活用状況を調査したところ、13校中7校が授業の中で取り上げています。また、教職員については、13校中10校の校内研修等で活用されており、共通理解が図られております。

小学校では、高学年の社会科や道徳、学級活動の授業において、それぞれの学習と併せながら権利や義務について考え、学習を進めている学校がありました。特にひたち野うしく小学校では、子どもの権利条約を児童に印刷、配付し、学級活動の時間等に各学級で担任の先生と一緒に確認し、具体的な場面を取り上げながら子どもの権利について学習しました。さらに、国連子どもの権利条約にある基本的な考え方の理解を深めるために、「けんりは子どものハッピーパスポート」という本を1年生から3年生に、「こども六法」を4年生から6年生に各クラス5冊購入し、子供が手に取れる環境をつくり、人権について理解を深められるようにしています。おくの義務教育学校では、9年生の家庭科の授業の中で、子育てをめぐる現状について、社会的に支援する制度を取り扱い、理解を深めました。

今後も、教科の学習と関連づけたり、子どもの権利条約カードブックに記載されている具体的な場面を取り上げたりしながら、子供たち一人一人が子どもの権利条約の4つの原則である、命を守られ成長できること、子供にとって最もよいこと、意見を表明して参加できること、差別のないこと、また、4つの権利である、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権

利について理解を深められるよう、効果的な活用について指導していきます。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 学校によっては、なかなかいい取組を行っていると思います。それをしっかり現実のものに生かしていくという努力がこれから必要だという思いで答弁を聞いてまいりました。特にそのキーワードは、まず自由ではないか。人間が自由な発達を遂げる上で、主体的に自ら選んで自ら学ぶ、こういう子供たちを多く育てていってほしいということを要望しまして、私の質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で、13番北島 登議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時20分といたします。

午前11時46分休憩

午後 1時22分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 日本共産党の遠藤憲子でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。今回は3項目についてお尋ねいたします。

初めに、国民健康保険税についてでございます。2018年4月から国保の運営主体が県と市町村になり、財政的な部分は県が担うことになりました。県は、市町村の国保事業に関して、納付金を決定、市町村は納付金を県に納める。保険料については、県が示す標準保険料率等を参考に市町村で保険料率を決定します。個々の事情に応じて賦課徴収をいたします。保険給付につきましては、必要な費用は全額市町村に支払います。保健事業について、市町村に必要な助言、支援を行い、市町村は被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を行うとしております。そこで、質問いたします。2018年4月からの都道府県化につきまして、県納付金の標準保険料率の算定根拠について伺います。この納付の際に、市がどう判断して納付したのかお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 まず、都道府県化の趣旨ですが、国民健康保険制度は加入者の年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低く保険料の負担が重い、財政が赤字の市町村も多く存在するといった制度の構造的な課題を解決し、将来にわたり制度を維持していくため、財政運営の責任主体が都道府県単位に変更されました。

変更後の財政運営の仕組みは、医療機関等への医療費の公費負担分は全額、都道府県から市町村に交付されるようになり、市町村が国保加入者から徴収した保険料は納付金として都道府県に納めることとなりました。

県納付金の標準保険料率の算定根拠ですが、県納付金は、保険料で集めるべき相当額を必要保険料総額として、茨城県が市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮した上で、統一の算定基準に基づき算定したものです。標準保険料率は、県納付金として必要な保険料総額を保険料率に換算したものとなっております。

2018年4月にこのような改正を行ったときに、市としてどのように判断したかという御質問についてなのですが、牛久市の国民健康保険の保険料につきましては、平成20年からずっと変えていないような状況がございます。それに基づいて、これでいけるのかというところを検討いたしましたところ、その状況で、変えない状況でも2018年については支払いができるということで、そのように判断いたしまして対応いたしました。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 2018年につきましては大丈夫だということで判断して、県に納付したということですが、その後の納付金の状況はどうでしょうか。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 県納付金の額についてなのですが、平成30年度が約23億9,000万円、令和元年度が約22億1,000万円、令和2年度が約17億5,000万円でした。現状では減少しているような状況でございますので、そういう状況で納付しております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 全国的にこの納付金の問題につきましては、県と各市町村の間でいろいろと話し合い、会議等で決められたということなのですが、2018年のときに多く集め過ぎたのではないかというのが全国的に言われているのですが、この辺の納付金の状況というのは、例えば県と話し合いの上でやっていたのかどうか、その辺を再度伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 県から提示された納付金につきましては、全市町村で確認いたしまして、それで合意を得て実施しているものと承知しております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、部長の答弁のところで、令和2年度が17億円という、前年度が22億1,000万円ですので、約5億円下がっている。この辺の理由というのは、県と話し合いができていたのかどうか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 下がっている理由について、明確に県から説明があったということについては、確認はできておりません。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 この納付金につきましては、例えば前期高齢者の人数、それとかあと国保に加入する人数等にも影響があるのではないかと思います、その辺につきましては今後この辺を注視していきたいと思います。

結局納付金につきまして、県から牛久市はこれこれですよという表示があったときに、算定されたときに、その辺の財源的な問題も含めまして、これはやはり大きな問題になるのではないかと私ども考えておりますので、この辺につきましては今後も注視していきたいと思います。

保険者努力支援制度についても伺いたいと思います。

都道府県化に伴いまして、国保の財政基盤を強化するという制度でありまして、保険者努力支援制度が導入されました。県が医療費適正化を促すとともに、市町村ごとに取組状況や、また実績を点数化して、それに応じまして県から交付金が交付されるというものでございます。各自治体が独自に実施しているものや、今までなかったマイナス点も導入され、そして交付するというものでございました。このことは、各保険者同士を競争させるものではないかということで、大変問題があると私どもは考えております。市の状況についてお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 まず、保険者努力支援制度における令和2年度までの牛久市の得点と歳入につきましては、平成30年度が850点満点中579点、得点率68.1%で、これに対する県補助金交付額は4,267万6,000円となっています。令和元年度は920点満点中573点、得点率は62.3%、交付額は3,786万6,000円。令和2年度は、995点満点中449点、得点率は45.1%で、交付額は3,210万5,000円でした。得点率及び交付額は減少しておりますが、年度により点数配分等が変更となり、過去の実績に基づく算定となるため、推移を単純に比較することはできません。

次に、保険税収納率の向上が得点に与える影響なのですが、国保税収納率は、固有指標の収納率向上に関する取組の実施状況という項目で算定されております。この項目における最高得点は100点です。算定に用いる指標は全部で12ありますが、この100点という配点は5番目に高いものとなっております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、部長から3年間にわたっての点数の表示がされました。こういう点数化をするということは、県が自治体に通信簿をつけて管理しやすくする、こういう一面があるのではないかと考えます。

一方で、本来持っていた市の独自性が失われるのではないかと思います。例えば、一般会計からの繰入れをした場合はマイナス点がつきます。そして、交付金が削られます。しかし、繰入れにおきましても、条例で例えば市長が認めた繰入れならば、いい繰入れではないかということができないのではないかと考えます。牛久市にはその条例が制定されていないのですけれども、国がそこまで管理を求めてくるのはなぜでしょうか。そこには医療費の削減が大本にあると考えております。

先ほど、収納率につきましては5番目に高いということですが、この辺につきましては担当でかなり努力されているということが分かると思いますが、保険者努力支援制度、この問題につきましては、担当というか、そちらで今後の方向性をどのように考えていくのか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 一般会計から国保特別会計への繰出金は、法に定めがあるものは法定繰り出し、法に定めがないものは法定外繰り出しと区別されておりますが、市が条例で繰り出し基準を定めたとしても、国で規定している法定繰り出しにはなりません。

また、国がなぜそこまで管理を求めてくるかについて、はっきりとお示しできる理由はございませんが、小規模な市町村では保険料などの収入により、医療費など支出が多く、市町村単位では財政運営が維持できないといった国保の構造的問題があり、平成30年度から財政運営の責任主体が都道府県単位に変更になったことから考えますと、将来的には後期高齢者医療制度のように、完全に都道府県化されるのではないかと推察することができます。

一般会計からの赤字繰り出し等を行い、保険料を抑制している市町村は、国保が県に統一されれば、市町村独自の繰り出しができなくなるため、都道府県化により大幅な保険料増額となります。また、医療費を加入者が平等に負担するという原則に立てば、市町村ごとに独自の公費負担を行うべきではないという考え方もございます。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今の努力支援制度の問題につきましては、結局県に統一することとは、後期高齢者と同じように、市の関与というものが大変厳しくなる。厳しいというよりか、ほとんど市町村の被保険者の声というのが届きにくくなる。これは後期高齢者のところでもよく分かっていることだと思います。

そういうことで、市町村保険者にこういうことで点数をつけて、通信簿をつけて、やはりこれには医療費を削減する。そして、国の交付金というか、そういうのを減らしていく。ということは、いずれは保険料の負担が増えていく。このことはもう目に見えているところでございます。そういう問題につきましては、引き続き保険者努力支援制度につきましては、いろいろな点からも、例えば一般会計からの繰入れをどういうふうにしていくのか、牛久市は前年度はた

しか繰入れをしておりませんので、そういうところで運営等にも影響が出てくるのではないかと思いますので、この辺につきましても引き続き注視をしていきたいと思います。

国保につきまして2番目に、2022年、来年4月から、今の国保の賦課方式が4方式から2方式に変わります。これによります市民の影響について、3点について伺いたいと思います。

1つは、国保運営協議会の審議内容につきましてです。本来は、この12月定例議会に条例改正が進められていたと聞いております。そのために運営協議会の開催をやってきたということで傍聴しておりまして、その辺はよく分かりました。しかし、県からの納付金額に大きな差が発生し、来年3月ぎりぎりに対応が迫られていて、担当課にとりましては大変大きな変更に関する苦慮していると考えております。現在までに開かれておりました運営協議会の審議内容、そして到達点はどこまでなのかお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 牛久市の国保税は、現在、所得割、資産割、均等割、平等割という4つの方式でそれぞれ算定した金額の合計を年税額として賦課しておりますが、県から、これを所得割と均等割の2方式だけに変更する方針が示されております。2方式となった場合、これまで固定資産税の一定割合で賦課していた資産割と世帯当たりで賦課していた平等割を廃止することになるため、そこで生じる減収分を所得割と均等割に上乗せすることになります。

この2方式への変更による市民への影響ですが、一般的に固定資産税を納めている所得の低い世帯の方ほど国保税が減額となり、牛久市に固定資産を持っていない多人数世帯の方ほど国保税が増額となる傾向があります。ただし、子供の均等割に対する軽減策の対象に該当するか、介護支援分の負担対象に非該当になるのかなど、世帯の年齢構成によっては多人数世帯でも増額とまらない場合も見込まれます。

賦課方式の変更については、牛久市国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、これまでに3回会議を開催し、審議されております。国保運営協議会委員からは、2方式に変更するに当たり、国保税額を上げないで済むことが理想だが、増額世帯が発生する場合には可能な限り少ない割合にして、特に低所得層に配慮した応能・応益割合とすること、制度変更当初から税率を高めを設定するのではなく、必要保険料額に合わせて段階的に上げていくこと、特別会計の独立採算性に鑑み、一般会計から国保特会への赤字繰入れは避ける前提で税率を設定し、3年間程度で準平準化することなどの御意見をいただき、子育て世帯よりも低所得世帯に配慮した新税率シミュレーションを行っております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 ただいまの部長の答弁につきましては承知しておりましたので、その辺は理解しているつもりです。ただ、今後、国保運営協議会、この間結論を大体出した後

に、この変更を迫られているという情報も聞いておりますので、その辺のこれからのシミュレーション等については、運営協議会でどのように確認していくのか、その辺を伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 議員おっしゃるとおり、国が仮算定で出してきたものを基に、国保運営協議会で3回審議をいただいて、ある程度決定した部分はあったのですが、その直後に県から新たな算定ということで、今まで想定していたよりも高い金額が示されたということになっております。それにつきましては、協議会の中で意見をいただいている部分は動かさないような形で、それを反映する形で再度シミュレーションを担当に試算してもらって、それをまた協議会にかけて、委員の御意見をいただいて、決定いたしまして、3月に上程させていただきたいと考えております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 そうしますと、この間の審議内容につきましては、変更があるかもしれないというところぐらいまでしか、今のところはお答えはいただけないということですね。分かりました。

今、部長の答弁にもありましたように、子供の保険税、これが私どももよく国保につきましては子供の均等割、これは軽減すべきではないか。生まれたばかりの赤ちゃんからこの均等割の対象になるというのは、どう考えても国保の構造的な欠陥ではないかということを度々議会の中でも取り上げました。この運営協議会のシミュレーションの中でも、今部長の答弁では、低所得者世帯を重点的に軽減したという話がありましたが、同じように子供の均等割軽減、これをどうするかということも大きな課題ではないかと思います。

国は未就学児を対象としております。この未就学児につきまして、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1、この軽減策の分については財政支援をするということなのですが、牛久市は子供の均等割の軽減策についてどういうふうに考えているのか、伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 子供の均等割に対する軽減策につきましては、先ほど申し上げましたとおり、年度末で18歳となる子供までの均等割を半額軽減するという施策を主軸に考えております。これは、国保運営協議会において出された、所得の高い子育て世帯よりも子供がいない低所得者世帯を優先すべきではないかとの意見に基づくものです。なお、軽減の対象年齢が18歳未満ということもあり、対象年齢の拡大は現在考えておりません。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 対象年齢の拡大は考えていらっしゃるということは、今は1

8歳以下を半額ということでもいいのかどうか、確認したいと思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 議員のおっしゃるとおり、18歳未満について均等割を半額という形で考えております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 部長の答弁の中でもありました。今後、国保を所得割と均等割、この2方式に変えていくと。この2方式に変えることによって、県からの交付金ですか、補助金が出されるということ。こういうことでの計算方式で言っていると思うのですが、部長の答弁にもありますように、子供の人数が増えれば均等割が当然増えていくのですね。所得割の部分もあります。5割、2割と軽減策もちろんあるんですけども、多子世帯への軽減策、これについては検討されているのかどうか。そしてまた、対象年齢を18歳以下ということなのですが、それにかかわらず、子育て世帯への軽減策というのを何か市独自で考えられるのかどうか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 先ほども申し上げましたとおり、18歳未満での均等割は半額ということを主軸で考えておりまして、多子世帯であっても、所得の高い場合には、それについて軽減するのはどうなのかというような考え方もございますので、そちらについては国保運営協議会等で意見が出ればという形になりますけれども、現状では所得が高い方ではなく、やはり低所得者に配慮するということを主軸に考えております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 そうしますと、7割軽減の方、5割軽減の方、そういう方たちは国との関係もありますが、結局これは主に低所得世帯が該当すると思うのですが、7割軽減の人たちは、むしろこういう牛久市の状況なども含めると、8割5分とか、5割の方は7割5分とか、そういう所得金額によって、ただ単に先ほど18歳以下は半額だよというだけじゃなくて、金額の国との軽減策、法定軽減があるんだから、その辺では拡大されていくと思います。

ちなみに伺いたいのですが、18歳以下の方たちの人数がどのぐらいいるのかどうか。そして、中学生以下の方の人数、この辺もし把握されていれば伺いたいと思います。それと、あと国保で所得割、均等割の2方式にする割合、この辺を確認したいと思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 申し訳ございません。ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきます。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 次に、国保の基金について伺いたいと思います。

9月議会で国保基金から2億円を一般会計に繰り入れましたが、現在の基金の状況は幾らでしょうか。伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 令和2年度末の基金の金額ですが、5,243万255円となっております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 例えば今後この基金を使って、市が独自に軽減策を打ち出すことができるのか。例えば、先ほど子供の均等割、18歳未満を半額ということでしたが、この部分を全額この基金を使ってできるのかどうか。それと、低所得者の保険料の負担軽減、そのような対応などは、この基金を使ってできるのかどうか。現在の条例では多分対応できないのではないかと思います。そのときには条例改正が必要となるのではないかと思います。市の考えをお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 令和2年度の基金残高を見ますと、他市町村に比べて非常に少ない基金残高となっておりますので、なかなか今の現状ではそういったいろいろな負担軽減策に充当するのは難しいのではないかと考えております。

国保基金の今後の考え方については、国民健康保険事業特別会計が黒字になった際には国保基金に積み立てて、将来的に増税の抑止や増税時の激変緩和に活用していきたいと考えております。

なお、国保運営協議会で審議されています令和4年度からの国保税の税率につきましては、3か年で平準化するものという御意見に基づいて、令和4年度、令和5年度で黒字化した余剰金を基金に積み立てて、令和6年度に取り崩して活用することで税率を維持するという考え方で進めております。

なお、条例についてでございますが、現在の国民健康保険支払準備基金条例では、国保税増税抑制のために基金を処分することは規定されておりませんので、今後条例を改正する予定でございます。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 この都道府県化によりまして、今まで国保基金というのはあまり積み立てられていなかったというのが実情だと思います。その一つは、先ほど一番先に部長が答弁で言っていました、今まで牛久市は国民健康保険税の税率の変更をしてこなかった。そのことは、担当課の努力が非常にあったと思います。そういう中で、今回大きく賦課方式が変わ

るということ、このことによって新たな財源も必要になるでしょうし、また国保は今後加入世帯がだんだん減少していく方向性も見えています。というのは、やっぱり後期高齢に今皆さん移行するということが出ておりますので、そういう中では国保の運営自体が大変厳しいものになるということは、想像するものでございます。

次に、国民健康保険税の滞納によります世帯数、それから短期保険証の発行、差押え数や差押え金額、この3年間の推移について、それと対応について伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 国保税の滞納世帯数の平成30年度実績は1,118世帯、総世帯数に占める割合は9.29%であり、令和元年度実績は949世帯、8.05%であり、令和2年度実績は887世帯、7.47%でした。

また、短期保険証の交付世帯数の平成30年度実績は239世帯、総世帯数に占める割合は1.99%であり、令和元年度実績は464世帯、3.94%であり、令和2年度実績は481世帯、4.05%でした。

また、国保税を含む延べ差押え数の平成30年度実績は428世帯で、差押え金額は1億7,964万9,496円であり、令和元年度実績は360世帯で差押え金額は1億5,658万4,479円であり、令和2年度実績は210世帯で、差押え金額は1億7,825万5,556円でした。

次に、滞納者への対応ですが、収納課では未納となってしまった状況を確認させていただくために、納税相談に来ていただくことが第一と考えています。納期を経過しても未納の方には督促状や催告書を送付し納税を促しており、催告書では納付が難しい方は収納課へ連絡をお願いし、納税相談につなげられるようにしております。また、平日の日中に来庁が難しい方に対応するため、月の最初と最後の日曜日に休日納税相談を行い、また、第2、第3火曜日には20時まで夜間納税相談を実施しており、実績といたしましては、令和2年度は2,160件の相談をいただいています。引き続き個々の状況に沿った収納に努めてまいります。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、部長の答弁で、差押えについて、これは国保だけではないんじゃないかと思うのですが、その辺確認したいと思います。あまりにも金額が多過ぎたので、国保だけではなく、いろいろな税の滞納によるものが含まれているのかどうか、その辺ちょっと確認したいと思います。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 差押えの金額なんですけれども、国民健康保険税の滞納されている方で、ほかの税も滞納されている方がいらっしゃいます。その中で差押えの処理をしているとい

うことで、茨城県のほうでは国民健康保険税だけという分類ができないということで、全ての税額を報告させていただいているということでお話をしてありますので、ほかの市町村よりは金額が高く表示されているということだと思います。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 そうすると、国保税だけでこういうふうに滞納されているとか、そういう数字というのは個別に出すことは難しいのですか。決算の、たしかあれのときにも、数字としてはつかむことができるのではないかと思いますのですが、その辺ではいかがですか。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 その税の積み上げなのですけれども、手間をかければできると思うのですけれども、この報告のときにはそこまで手が回っていないというのが現状になります。ある個人の差押えの税額全て出しちゃっているという形です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 そうということなんですね。私どもも県から資料を頂きました。そのときに、あまりにも牛久市がこの差押え件数、210件、1億7,850万円、この金額の多さにびっくりしたんですね。担当課に確認したら、国保税だけではなく、ほかの税も全部入っていて、その滞納の件数、滞納の金額だということです。

なぜこういうことを聞くかという、確かに国保税だけではなく、ほかの税も滞納されていることもあるかもしれません。ですけれども、こういう税の中で一番負担が大きいのが国保税だと私ども思っておりますので、この辺につきましては、多分これは決算のときには国保について、例えば不納欠損は幾らだとか、そういう数字が出るのではないかと思います。その辺についてはぜひ改善をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 議員御指摘のとおり、今後改善できるように頑張りたいと思います。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 この滞納の問題につきましては、いろいろと私も調べました。特に短期保険証の発行なんですね。牛久市の場合は、国保世帯に対して短期保険証の発行が他の市に比べても高いんです。それは結局、その辺は担当といろいろと話し合って、医療のアクセスするのに大事な問題だとして、これにつきましては評価するものなのですが、ほかの市と比べまして保険証の発行数が高いという何か理由というのは考えられますか。どういうことを担当として思っているのか伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 短期保険証の発行についてなのですけれども、やはり医療を受け

るのに必要となるものという観点に鑑みまして、たとえ滞納していたとしても、少額での納付、あるいは納付しますというようなお約束で短期保険証を発行しております。そのため、他市町村で出している資格者証とか、そういったものについては牛久市の実績はゼロとなっておりますので、そういった丁寧な納税相談が功を奏しているのではないかと考えています。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 この滞納の問題につきましては、先ほど部長の答弁もありましたが、納税相談に力を入れているというところなのですが、私どももこういう税の滞納になった場合には必ず納税相談に行きなさいということも知らせております。その中で、改善できた事例とかがあれば、お示してください。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 納税相談により一括で納めることができない場合には、分割で納付していただくことをお願いしています。その際、現在の生活状況を細かくしながら、月々の納付可能な金額を納税者との話合いの中で決定して、分納誓約書というものを記入していただいて、誓約してもらうということで、分割の納付によりまして完納に至るケースというのは多くあります。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 できれば滞納がないのが一番望ましいですが、いろいろな社会的な実情等により、やむを得ず滞納した場合の対応については、今後も市の担当によりしく願いたいと思います。

大きな2番目、ジェンダー平等について伺いたいと思います。

初めに、ジェンダー平等に関する市の考えを伺います。

2015年に国連で採択されました持続可能な開発サミットで、国連加盟国193か国の首脳が全会一致で採択しました。日本もこれには賛同いたしました。SDGs、持続可能な開発目標では、世界に広がる貧困と格差、地球環境の危機を克服し、持続可能な経済、社会、環境に転換することを目指すとして、世界共通の目標になりました。2030年までに17のゴールと169のターゲットに全ての国が取り組む中の一つにジェンダー平等があります。

ジェンダー平等とは、一人一人の人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができる、このことを意味しております。男性と女性は、体の作りが違いますが、平等、つまり差別なくみんな等しいことです。さらに、男性、女性という性別にとらわれないLGBTQ、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、そしてそれに加えて自分の性が分からないクエスチョンという性的少数者クイアを加えました、Qを加えたセクシュアルマイノリティー全般を表す言葉となっています。

牛久市が掲げております男女共同参画では捉えられない多様性を含んでおります。幅広くジェンダー平等について、市の考えをお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 ジェンダーによるあらゆる差別を解消し、誰もが個々の能力を発揮できる社会づくりは、世界共通の課題であり、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの中でも、2030年までに達成すべき17の目標の1つとして、ジェンダー平等の実現が掲げられております。

牛久市では、令和2年度に策定した牛久市第4次総合計画第1期基本計画において、ジェンダー平等の実現を掲げております。

現在、国・県の男女共同参画基本計画では、ジェンダー平等は重要課題の1つとして位置づけられており、牛久市においてもジェンダー平等は重要課題の1つであると認識しております。

第3次牛久市男女共同参画推進基本計画では、人権の尊重と男女平等を基本理念の1つとして掲げ、計画を策定しており、ジェンダー平等に取り組む市内の事業所の取組を紹介する啓発活動や、男女のための悩みごと相談事業を実施しております。この相談事業は平成16年4月の開始当初は女性限定としておりましたが、ジェンダー平等の観点から、平成28年度より男性も対象とするといった変更を行いました。

今後も、性別にとらわれることなく、全ての市民が対等な関係に立ち、互いの人権の尊重と真の男女平等社会を実現できますように推進してまいります。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 現在、この男女共同参画推進ということで、基本計画、実施計画が2022年まで計画されております。次の計画策定には、当然こういうようなジェンダー平等という言葉も入ってくるのではないかと思います。今、次長のところでも第4次、それから第3次のそういう問題にも出ているということなんですけれども、国とか県との整合性もあると思いますが、市としてももう少し事業所の問題もありましたけれども、市として考えられること、もう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 現在の牛久市男女共同参画推進基本計画期間は、平成30年度から令和4年の5年間であり、平成27年に策定した国の基本計画を基に、市が実施した市民意識調査の結果から、性別や年代によって異なる生活の在り方と課題を市民の暮らし全般の問題として、大きな視点で読み取り対処していけるよう、国・県の動向を踏まえ、計画を推進してまいりました。

国では、令和2年度に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ

～」を策定し、その基本的な方針の中で、ジェンダー平等は今後の男女共同参画社会の形成の推進を図っていく上で重要であると位置づけられております。牛久市においても、ジェンダー平等は重要課題の一つと認識しておりますので、令和5年度からの第4次基本計画の策定に際し、来年度開催される基本計画策定のための審議会の中で、市民意識調査の結果や、国・県の基本計画を踏まえ、ジェンダー平等についても検討してまいります。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今後、審議会の中でも、もっと深く、幅広い議論をぜひお願いしたいと思います。

ジェンダー平等につきましては、もう一つの項目です。男性と女性では生涯賃金の差が約1億円と言われております。ジェンダー平等の中でも改善を求める一つに、賃金の差、これが大きくクローズアップされました。これは民間企業で働く労働者の賃金では、このように男女差が大きく、生涯賃金の差が、将来の女性の年金に影響するということで、低い年金額の基になっているということでありました。

一方、公務員の給与につきましては、地方公務員法によりまして差はないと聞いておりますが、女性の管理職の登用、また女性は出産育児の休暇を取得したり、男性も含めますが、療養休暇、この取得では賃金差が発生するのではないかと思います。

現在の管理職の登用率、産休、育休、療養休暇、そういうような内容等について伺いたいと思います。状況について伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 当市職員の給与収入額につきましては、入庁した年齢・経歴や働き方が同様であれば、性別によって収入に差が出ることはございません。ただし、産前産後休暇、育児休業を取得した場合は、産前産後休暇の取得は収入面では影響ありませんが、育児休業は無給となり、市町村共済組合の育児休業手当金が支給されるものの、最長でも2歳の誕生日まで、最大でも標準報酬月額約3分の2の支給であり、収入の面で差が出る場合がございます。

昇給につきましては、復職後の昇給の際に調整されますので、大きな影響はないと考えております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、市長からも差はないだろうということでございました。ただし、産前の休暇等によって、育休等によりまして、そのときには差が発生する場合もあるということなのですが、同僚議員の質問にもありました、女性の管理職の登用数とか、そういうものについては、伺ったのですが、この辺もう一度伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 女性の管理職につきましては、先ほども鈴木議員のほうに申し上げたとおり、人そしてその能力、そしてそういうものでの見極め方で定め、そういう、男だから、女だからということでの登用の仕方は考えておりません。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 当市の管理職の女性の人数としましては、管理職、課長補佐以上で112名中25名、パーセンテージは22.3%となっております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 人数は112人でいいんですか。何か125……、その辺もう一度伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 申し訳ありません。管理職の全体の数が112名、うち25名が女性の管理職となっております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 法律に基づきました、そういう働き方について、差は、今市長がおっしゃったようにないと。特に男性だ、女性だということではないということは確認したいと思います。ただし、この辺で112人中、25名が女性だということなのですが、昇給とかについてはあるんじゃないかと思うのですが、昇給の判断をする際ですね、こういう評価等はあるのかどうか、伺いたいと思っています。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 昇給につきましては、条例、規則に基づき、人事評価を基に、その評価によってランクが規定されておりますので、そのとおりの運用を行っております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 つまり、普通の働き方については、差は発生しませんが、こういうふうな昇給の判断、そういうときに人事評価という評価によって金額に差が出てくるということではないかと考えました。その辺につきましても、今後有能な方、男性だ、女性だではなくて、牛久市役所、本当に人材を育成して、市民サービスに努めていただきたいと思います。

最後の質問です。高齢者の交通手段確保についてでございます。

最近も高齢者の運転ミスによります交通事故発生が報道されました。高齢になりますと、判断力や視覚機能が衰えて、とっさの行動に対処できずに大事故につながるケースが報道されます。車の運転免許証を返しておけば、このような後悔をする言葉を何度となく聞きたび、本当に心配ならば、もっと早く行動を起こせばよかったのと思う一人でもあります。決して自分

だけは大丈夫などと思いませんが、車は走る凶器だ、この言葉だけは忘れないことを常に考えております。

さて、運転免許証を返納した高齢者から御意見が寄せられました。以前はかっぱ号の回数券、またはNPO法人サンライズの利用券が交付されましたが、役割を終えたとして今年度から廃止になりました。それに代わるものは、今はありません。今まで車で自由に移動できた、この市民にとりまして、交通手段がなくなるということは大変不便と声を寄せてくれています。

自宅から停留所までが遠い、何回か乗り換えなければ目的地に着けない、病院に行くにも駅まで行かなければいけないなど、自分の目的に沿う要求が多く聞かれております。もしかっぱ号のフリーパスがあれば、外出の機会ができます。行動的な高齢者が増え、認知症や介護予防、また病気の予防にもつながります。医療費の削減にもつながると考える次第でございます。このかっぱ号のフリーパス導入について、市の考えを伺います。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 お答えいたします。

東京都では70歳以上の都民であれば、都内の大部分の乗合バス、都営地下鉄と都電、日暮里・舎人ライナーに定額で乗車できる東京都シルバーパスがあります。令和3年度販売分は、令和4年9月30日までの有効期間で、住民税非課税者は費用1,000円、住民税課税者は費用2万510円で発行されております。

茨城県南地域においては、関鉄グループの一般乗合バス路線が乗り放題となる関鉄ふれ愛バスが、70歳以上の方を対象として、3か月9,200円、6か月1万6,300円、12か月3万600円で販売されております。

市コミュニティバスかっぱ号におきましては、市民の利便性を第一に、基本運賃の低廉化に努めております。かっぱ号の運賃は平成15年度の運行開始以来、日中ルートで1乗車100円を維持しております。県内33自治体がコミュニティバスの運行をしておりますが、100円で運行しているのは僅か8自治体でございます。

一方でかっぱ号を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。令和元年度に30%であった収支率が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和2年度には18%にまで落ち込んでおります。

令和3年度公共交通に関するアンケート結果においては、利用者数における65歳以上の割合が59%、75歳以上が34%であります。この数字を基に試算しますと、75歳以上に無料パスを発行した場合、令和2年度の場合、税込み運賃収入約2,100万円のうち、700万円が減収となってしまいます。

高齢者の移動手段の確保は重要な行政課題の1つであります。一方で、公共交通の持続可能

性の観点からは、既存交通機関とのバランスや利用者の適正な負担も非常に重要と考えております。基本運賃の低廉化の維持に努めていることもあり、かっぱ号の無料パス実施は、現時点では非常に難しい状況です。料金体系の見直しについては、利用者等の声をしっかりと聞き取り、関係者と協議の上、継続的に検討してまいります。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私、以前皆様と何か話したかもしれません。私、75歳以上の方のフリーパスを考えた時期がございました。ただ、やっぱりデマンド交通ということが大分具体的な話になりまして、そのどちらを選択するかといったときに、やっぱり取りあえずという言葉のあれがありますけれども、当面はデマンド交通が、これは多くの市民に利用されるのではないかと。ということで。ただ、それからこういう話をする場合は、パイは大きさが決まっていますので、だったらそういう75歳以上の無料にするのだったら、今の現行の料金がある程度変えないと、そういうことはできないのではないかなと、私は個人的に考えています。

○杉森弘之 議長 遠藤議員に申し上げます。

途中ではございますが、先ほどの国保の一般質問の際に答弁漏れがあったということで申出がございました。内藤雪枝保健福祉部長より答弁させていただきます。内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 それでは、先ほど遠藤議員の御質問にありました18歳以下の国民健康保険被保険者の数について御回答いたします。

令和3年4月1日現在、18歳以下の国保被保険者数につきましては、1,345人となっております。以上です。

○杉森弘之 議長 それでは、引き続きお願いいたします。遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、市長からも75歳以上のフリーパスということは以前お考えになられたということなのですが、かっぱ号を利用できる、その方たちというのは、かなり元気な高齢者と私は判断したわけです。進め方というのはいろいろあると思います。必要な人が使えるような政策、そういうことを考えていって、高齢者が元気で牛久市内をいろんなところを見学するということは、医療費や介護予防、そういうものにもつながるのではないかと思います。時間のたっぷりある今の高齢者、この方たち、知恵とか経験、豊富でございます。こういう面を生かしていく、そういうためにも考えられないかと思います。

先日行われました音楽のコンサートでも、多くの市民と共に、高齢者の参加が多くありました。コロナ禍で今外出自粛、1年半以上近く、こういうふうに縮こまっていないで、新しいオミクロン株の出現もありますが、コロナ感染を正しく恐れ、十分注意しながら、人との交流、これが今牛久市の高齢者たちが動き出している、こういう状況ではないかと思います。

導入に当たっては、金銭的な問題、金額的な問題というのが当然発生してきます。そういう

ところでは、まさに高齢者のための税金の使い方、使われ方というのが図られてくるのではないかと思います。再度、もう一度、この辺の考え、2, 100万円のうち、700万円が高齢者の方たちの収入が減ってしまうということでの実態の数字もありますが、もっと多くの方たちがこういうことで牛久市内にいろいろなところで参加するということ、片方ではそういう元気な高齢者、医療やそういうものに関わらない人たちを増やす健康都市牛久、そういうものについても考えていくべきではないかと思います。再度お考えについて伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、かっぱ号の持続可能性を考えていきますと、当然利用される方、高齢者の方が、先ほども数字を申し上げましたが、大部分なわけございまして、その方々の外出による健康維持、こちらで医療費の削減も図れるという議員のおっしゃることはもっともだと思います。あと、先ほども少し申し上げました、利用される方の負担という部分も、やはり御負担はしていただかないといけない部分ではないかと考えておりますので、両方を検討させていただいて、また市の予算の全体の中で考えていく部分だと思われまますので、よく検討させていただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 そのような、私はこのような目的をつくって、数値を、例えば医療費が何割減をしたから、その分収益を還元する、こういう公共交通、あとごみの減量が、決めて、これだけ達成された、それについて何かという、そういうものを意外と決めて、私はそういうものという、何ていうかおかしいのですけれども、そういう節約できたものを還元するというやり方は、これから私は、考え方があるのかなと思い出して、ただ一般財源決まっていますので、そこからという話なかなか難しいと思いますけれども、そういうものの皆さん努力したものについては、付加価値をつけるというやり方というのは、決して悪いわけではないのかなと思っています。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今回は国保、そしてジェンダー平等、高齢者の移動手段ということで、主に高齢者の方々の声を受けての質問でございました。しかし、ここの牛久市に大体今人口が8万5, 000人弱ですかね。そういう本当に自分たちの住むまちが、新しい人を増やす、それももちろん大事なことでございます。だけど、そこに住む人たちが、自分たちがこのまちで移動して、そして楽しんで、そういうような健康ができる、健康維持できるような牛久市を皆さんと一緒につくっていく、そのためには今後取り上げてまいります。

以上で質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で、21番遠藤憲子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時35分といたします。

午後2時28分休憩

午後2時37分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、22番利根川英雄議員。

〔22番利根川英雄議員登壇〕

○22番 利根川英雄 議員 日本共産党の利根川英雄です。通告順に従って質問いたします。

まずは、通称草刈り条例、牛久市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例についてであります。

住宅密集地の空き地等に対する雑草は、防災や住宅環境に大きく影響を及ぼすことは明らかであります。市民から私たちへの要望も大変多くなっています。市に言っても駄目、議員に言っても駄目、諦めている市民も数多くいるのが現状であります。そこで、年度別の雑草除去されない件数、どのぐらいなのか、行政区や市民からの要望、また消防からの要望を含めてお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 年度別の雑草除去に至らない件数についてですが、過去5年間では平成28年度が73件、平成29年度が99件、平成30年度が44件、令和元年度が62件、令和2年度が50件となっております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 牛久市の条例第4条、助言及び勧告、条例第5条、措置命令、条例第6条、公表、条例第7条、代執行、条例第8条の費用について、これについても年度別の状況をお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 牛久市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の第4条では助言、指導及び勧告、第5条では措置命令、第6条では公表、第7条では代執行、第8条では代執行費用の納付について規定されております。

平成28年度から令和2年度における助言の年度別件数は、平成28年度22件、平成29年度39件、平成30年度31件、令和元年度22件、令和2年度22件となっております。

なお、指導、勧告、措置命令、公表、代執行につきましては実施しておりません。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 代執行をしていないと、5条以降ですね、されていないと。ということは、市民要望、そしてまた消防からの要望なども履行されていないということに判断するわけであります。それでは、その代執行しない理由というものをお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 条例第7条の規定に基づく代執行の実績は、先ほども御答弁いたしました、ございません。

これにつきましては、空き地の管理につきましては、土地所有者の責務であることは、条例の第3条に規定されていることから、基本的には所有者の方に対して草刈りの依頼を行っていくこととなります。

なお、空き地の状況が危険のおそれがあると認められるような場合には、状況に応じて雑草除去の依頼、助言等の対応を行い、適正に管理されるよう指導等を継続してまいります。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 行政代執行法という法律があります。この第2条で、「法律（法律の委任に基づく命令、規則及び条例を含む）」ということになっております。これはどういうことかということ、市の条例に代執行条例が入っていれば代執行ができるということになるわけであります。

先ほどの第4条に、助言及び勧告をします。ということは、これをあなたが所有している土地の雑草が繁茂している、そしてそれが防災上、そしてまた公益に損するものであるということで、この第4条に基づいて勧告されているはずであります。この行政代執行法第2条で、義務者がこれを履行しない場合、ほかの手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときはということで定めてあるわけです。

今の部長の答弁ですと、公益に反すると認められないというふうに判断します。ということは、市が勧告したとしても、それが公益に反すると認められないと判断して代執行を行わないということなのかどうか、お尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 環境政策課に寄せられる雑草が繁茂している等の苦情に対し、該当の空き地を当課職員が確認して、写真撮影の上、写真を添付した雑草除去の依頼文書を所有者宛てに郵送している件数になります。

先ほどの件数ですが、こちらにつきましては、そういった形であくまで雑草の除去依頼を年間300件程度通知しておりますけれども、市としましては、まだ現地の代執行をかけるよう

な状況ではないと判断して、そういった依頼で対応を行っているところです。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 条例の第4条に、市長は空き地が危険状態にあると認められるとき、これは市のほうとしては危険であると認められないということですね。または、危険状態になるおそれがあると認められるとき。これも危険状態になるおそれがあると認められないということですね。当該空き地所有者に対して、当該空き地の雑草等の措置について、必要な助言または指導することができる。助言は勧告でやっているようですが、指導しているとは、今の答弁では受け止めることができないと思います。

市長は、空き地所有者等が前項の規定による助言または指導に従わないときは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができると。そうすると、今の部長の答弁ですと、この第4条について、私は十分空き地所有者に対する指導、そしてまた勧告ですね、そういうものやっていないと受け取るのですが、もう少し詳しく現状をお尋ねします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 先ほど御答弁したように、助言は実施しておりますけれども、その先ですね、指導、勧告等につきましては、現在まだ実施しておりません。それは、実際やはり代執行をかけるとなると、ほかの事例も参考にさせていただいておりますけれども、長期年数にわたり対応されないなど、基準というか、そういった形で対応されなかったものを代執行という形で実施しております。現在、当市において、まだ長期にわたる案件はないということで把握しております。これは毎年ではないものの、同じ場所がそういった苦情、それなりに情報提供、そういったものがないということは、毎年ではないものの除草されていたり、建物が建築されたり、売買されるなど、利活用されている状況ではないかと考えております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 私どもに来るものは、何年もこのまま、人が入れないような木と雑草が繁茂しているというところが何か所もあるんです。そういうところが私たちのところに来るわけです。

それでは、長期で勧告に従わないというものは何年で、そして何件あると。そして、これが全くないのかどうか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 先ほどちょっとお答えしたんですけれども、今現在長期といいまして、5年以上とかになるかと思うのですけれども、そういった年数にわたって、同じ場所で市に情報提供いただいている場所はないということで答弁させていただきました。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 私一番最初に言いました。議員に言っても駄目、市に言っても駄目、だから諦めている人が多いのです。担当課でそこに行ってみれば、どういう状況なのかというのが分かるはずですよ。私が聞いているところでは、もう10年以上ああいう状況だと思います。そういったものも長期ではないと。それが、地域から要望がないから危険だと勧告できないとか、代執行できない。やはりこれは、要望があったところ、特に消防から来た場合には、これは防災の問題があるわけですから、これは長期という問題ではないと思います。消防から勧告してほしいという要望が市にどれぐらい毎年あるのか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 消防から勧告を行ってほしいというお話はいただいております。ただ、牛久消防署と連携いたしまして、消防署からの枯れ草等の火災を予防するために、除草依頼の文書を郵送していただいたりしております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 ここにおられる議員の方も、よく市民の間に行っているいろいろ話を聞くと、雑草繁茂したものの草刈りをしてほしいという話を特に聞くのではないかと思いますのですが、これがほとんど解決されないのですね。それで、代執行に至らないということ事態が、では何で第7条があるか、第4条以降ですね、あるのかということですよ。ですから、市としては、空き地の繁茂しているものについて、積極的に市が関わって除去しようというところがないのではないかと思いますよ。これまでいろいろ5年間ありましたけれども、市ではその件数も含めて、現地に行って確認しているのかどうか、その点お伺いします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 先ほども御答弁させていただきましたけれども、職員が現地を確認し、写真を撮影し、所有者に除草の依頼を実施しているところでございます。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 牛久市の条例第2条の定義で、著しく公益に反することとあるが、具体的にはどういうことなんですか。今の部長の答弁を聞いていますと、この公益に反することとはどうも聞こえないのですね。そしてまた、牛久市の条例と多少違うのは、三重県名張市では、公益という中に交通障害というものがあります。これは通学路の安全対策というものに適用されるものだと思うのですが、牛久市がこの条例第2条の定義でいう、著しく公益に反することがある、具体的にどういうことかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 それにつきましては、条例第2条のアからエまで記載されておりますけれども、アからウの類似の状況があって、周辺の生活に不便を来しているときというこ

とになりますので、今議員がおっしゃられた通学路の繁茂につきましては、道路上に繁茂しているものに関しては、道路整備課で対応していただいているところであります。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 私どもとしては、もう少しこの条例をしっかりと担当課で認識していただいて、実行してもらいたいと。

今言いました、定義、第2条の中で、危険状態、雑草が繁茂し、それが放置されることにより、次のいずれかに該当すると認められる状況をいうというのですね。火災または犯罪が発生するおそれがある。人の健康を害し、または害するおそれがあるとき。廃棄物の投棄を招くことがあるとき。そのほか、著しく公益に反するときとなされているわけであります。

これまでの部長の答弁ですと、定義第2条の3の項目については、該当するから第4条で指導するわけでありますけれども、しかしそれが勧告として、また措置命令、代執行までに至らないということは、この定義第2条の第3項に値するものはないと市では判断しているのか、再度お尋ねします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 先ほども御答弁させていただきましたが、代執行に至るような案件はないと認識しております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 市がそういうふうに言うておられるのですから、もしそういうところで何らかの事故があった場合には、担当課の、そしてまた市の責任は非常に大きくなりますね。

例えば、三重県名張市、これは代執行を実行しております。そしてまた、その費用についても徴収されております。行政代執行法によると、その費用の徴収は、国税の滞納徴収と同じ方法で徴収できとなっております。市が代執行したからといって、お金を徴収できないということではないと思いますが、名張市ではちょっと前になりますが、11件実施して、11件費用を徴収しているということであります。この点についてどのように考えるか、そしてまた代執行を実施していこうという考えはあるのかどうか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 名張市で代執行を行って費用を回収しているといったことは私どもでも認識しております。

実際、牛久市においても本来、所有者御自身で除草していただくことが原則となっております。それができない方に対して、市で受託する制度も御案内しております。それでもなおかつ実施していただけない状況の方は、なかなかお金を支払ってもらえるとは思えない、そうい

った状況ではあります。

ただし、費用の問題は残ることになりますが、危険な状態が続いてしまう場合、代執行を行わなければならない状況も考えられます。実施に当たりましては、他の空き地の状況等も踏まえ、総合的に判断していかなければならないとは考えております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 ぜひ市民要望を受け止め、必要なところ、何年も雑草を除去していないところについては、状況というのは年々変わるわけでありまして。というのは、私が住んでいるのは小坂団地ですけれども、高齢者が多いかも分かりませんが、合間、合間に1歳、2歳の子供たちが遊んでいるところもあります。そういうところに雑草が繁茂している。そういうところというのは、私たちから見れば、小さい子供に対する非常に危険な状況であると判断せざるを得ないわけであって、今回この質問をしたわけでありまして。ぜひ市も、第2条第3項に基づき、それをもう少し具体的に検討していただきたいと思います。

続きまして、第4期環境基本計画、牛久市もゼロカーボンシティ宣言が行われました。これまで審議会が開かれ、第4期の計画策定中だと思います。これまでの議論と今後の計画方針についてお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 現在、第4期環境基本計画への改定に向けて環境審議会において御審議いただいております、現在までに4回開催しております。

第4期環境基本計画では、牛久市第4次総合計画が環境分野の将来像としている「豊かな自然を守り育てる優しさのあるまち」を将来像の目標とし、5つの基本目標に基づいて施策や事業を展開していく予定となっております。

審議会委員の皆様からは、牛久市としての個性が描かれていないので牛久市らしさを出していくことが大切であるとの御意見や、基本目標の1つである「環境への意識が高いまち」については、他の基本目標を達成するための具体的な行動へと結びつける重要な基盤となり、他の基本目標における実践行動が、さらに環境への意識を高めることにつながっていくという、基本目標が相互に作用し合っていることが分かるように示したほうがよいなど、各基本目標に対して様々な御意見をいただいております。

今後の予定としましては、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からの御意見等を検討・反映した上で、第5回の審議会において答申案をまとめ、その内容を市長へ答申いただくことになっております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 これまでの環境基本計画ですね。豊かな自然を守る。この第3

期の中で、メガソーラーがどのぐらい増えたか。メガソーラーが増えるということ、これは豊かな自然を守っているということになるのか。そしてまた、前回の総合計画の中では、生物多様性という言葉が入っていましたが、今回には生物多様性の具体化というものがない中で、この第3期の計画をどのように総括し、そして新たな計画にしていくのか、そしてこの計画は何か年を目標にやるのかお尋ねしたいのと、あとは先進事例ですね。例えば北海道ニセコ町では、3つの目標を立てて、できること、市民、そしてまた牛久市ができること、2つ目には、やらなければならないこと、やって後戻りがないことを挙げています。

第4期の計画では、具体的にやっていくには、市民、そしてまた牛久市がどこまで、できることは何なのか、そしてやらなければならないことは何なのか、やって後戻りがないこと、このようなことが入っているかどうか。これは、11月3日に地方公共団体実行計画策定実施マニュアル、これは環境省がやっている委員会の中での議論の1つであります。これを参考にとということで環境省では出していると思うのですが、この点について、これが具体的に検討されてきているのか。そして、今回の計画でどこまでやるのか、これが重要であります。例えば建物、運輸、事業活動、エネルギー、家庭、人材育成、インセンティブ、税金の使い方ですね。これらが具体的に当然入ってきていると思うのですが、この点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 第3期基本計画の評価につきましては、現在その評価を取りまとめて、審議会で御審議いただいているところでございます。

第4期基本計画としましては、持続可能な開発目標、SDGs、こちらの持続可能な開発を経済、社会、環境の3つの側面のバランスが取れた形で達成することを目指しており、各ゴールは互いに関連し合っていると伺っております。社会と経済の持続可能性は、環境が土台となっていることから、環境の持続可能性なくして、社会、経済の持続的発展は成り立たないとの考えから、自ら考えて環境に配慮した行動を取ることができる人づくりと仕組みづくりのために、環境教育をしっかりと行う、ゼロカーボンの実現に向けた地球温暖化対策計画等を計画内で現在同時に策定しているところでございます。

また、北海道ニセコ町のお話をいただきましたけれども、私のほうでもそちらの内容は把握させていただいております。

今回、環境基本計画は5か年の計画で今策定しておりまして、5か年ごとにその内容の見直しを実施していくことになっております。

牛久市で部門別、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門の温室効果ガス排出量を、本市と国を比較すると、家庭部門、運輸部門の比率が大きくなっておりまして、市民の日常生活が温室効果ガス排出量に大きく影響していることを意味しております。事業者のさ

らなる努力はもちろんのことでございますけれども、市民の皆様の計画的かつ積極的な取組を推進することが、温室効果ガス削減を着実に前進させることにつながると考えております。

こうした状況を踏まえて、ゼロカーボンシティ実現に向けて、今回の改定で目標を高める見直しを行い、現状の技術などで見通せる実現可能な各種対策による温室効果ガス削減効果を積み上げ、削減目標を試算しているところでございます。

今後、先ほどお話のあったニセコ町のそういった取組も、こういった計画を見直していく際は、先進地の事例なども参考にしながら調査研究して、牛久市にとってどのような方法が適しているのか、そのあたりを専門家の御意見、審議会等の先生方の御意見も参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 環境省から11月3日に出されたのが、先ほど言いました、地方公共団体実行計画策定実施マニュアル、区域施策編ですね。これは審議会のほうで、11月3日ですから、提出、提案されたかどうか、ちょっと疑問なんです、それと今年3月19日に環境省が出した、脱炭素に向けた地方自治体の取組について、このような資料は審議会に提案し、提出し、検討されたのかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 横瀬幸子環境政策課長。

○横瀬幸子 環境政策課長 環境審議会にこちらの、先ほど議員からお話のありました実施マニュアルですね。それと、あと実現方策、こういったものを基にしまして、こちら事務局で作成した案を御提示させていただいておりますので、内容的にはこれらを踏まえた内容とさせていただきます。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 先ほどの部長の答弁ですと、5か年ということですね。5年の集中期間に政策総動員ということが、環境省の脱炭素に向けた地方自治体の取組についてと書いてあるわけですね。適用可能な最新技術でできる重点施策を全国で実施と。屋根貸しなど未利用再エネの最大活用、これはソーラーシステムだと思うのですが、一般住宅のですね。それと住宅、公共施設の省エネ性向上、住民、観光客向けの再エネE Vカーシェア、あと先行モデルケースづくり、ドミノスタート、多様なスケールテーマがあり得る。公共施設の電力を100%再エネにする。ゼロエミッションの公共交通の整備、小規模住宅で再省蓄エネ&IoTで最適管理、このようなことが環境省から提案されているわけであります。これはもう大変なことであって、特に公共施設の電力を100%再エネにするということ。これを2025年までに集中期間に政策総動員をするということが掲げられています。これらも当然議論されたのでありまじょうが、今回の審議会の中でこれらも含めて議論されたのかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 審議会の委員から、第4期環境基本計画に対し、先ほどの御答弁以外にも、耕作放棄地や遊休農地への対策、それが、里山が、谷津の再生につながるので、谷津を生かす農業の可能性を検討する。事業系食品ロスの取組や事業系ごみの削減を積極的に進める必要があるなど御意見をいただいております。

地球温暖化防止対策につきましては、環境基本計画と同時に牛久市地球温暖化対策実行計画の見直しをしております。審議会委員からは、脱炭素に向けた設備投資に対する補助金は比較的裕福な階層が対象となり、全市民が恩恵を受けられるわけではないことや、市民や事業者が温暖化対策を進める上で一方的に押しつけられて行動するという気持ちになると、思うように対策が進まないことも考えられるので、市民や事業者にメリットが還元されるような取組を検討した方がいいという御意見がございました。

これらの御意見を受け、バイオマスタウン構想、ごみ処理、公共交通等、現在市で行っている環境に関する施策につきましては、担当課に聞き取りを行い、計画期間である2026年度における目標値を決めて、第4期環境基本計画に反映させております。

また、ゼロカーボンに向けましては、全ての市民が取り組まないと実現しない問題であることから、現状の危機感を理解してもらうとともに、誰もが取り組める省エネルギー行動や脱炭素に向けたエコ住宅などの情報提供をしてまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 今の御答弁、基本計画にぜひ入れていただきたい。

続きまして、牛久市は2008年、市長もゼロカーボンシティのことで触れておりましたが、2008年にバイオマスタウン構想を公表し、これまでこの構想の下に進められてきたと思います。農林省のバイオマス産業都市選定委員会で牛久市は、バイオマス産業都市として2013年5月29日に認定されました。これは牛久市のホームページにも載っております。認定内容によりますと、茨城県牛久市は国内発の9市町村の地域連合協定締結によるバイオディーゼル燃料化事業を軸に、食品廃棄物、剪定枝、野菜未利用部、もみ殻などの地域バイオマスのフル活用による大都市近郊におけるバイオマス産業化のモデルとなり得る。バイオディーゼル燃料化事業を基盤に、食品廃棄物等のバイオマス利用の周辺市町村との広域連携化や、企業との連携強化等による幅広い産業化への展開を期待するとされております。これは、牛久市が書いているのではなく農林省が書いてあるのですね。

この構想の中でフォローアップの方法で計画期間は10年、2008年ですから2018年ですね。評価は5年、6年目を中間評価、10年目を事業計画としております。大きなお金をかけて実施してきたこのバイオマスタウン構想、事業です。当然第4期の中に反映されている

と思います。この評価、5年、6年、10年、どういうふうの評価しているのかお尋ねいたします。

また、蛇足ですが、農林水産省大臣官房バイオマス政策課では、今年11月の資料でも、バイオマス産業都市の選定地域に牛久市が指定されております。今年11月、1か月ほど前ですよ。そしてまた茨城県でも2024年3月までこのバイオマスタウン構想を延長しております。このバイオマスタウン構想についてのこれまでの経過とそしてまた第4期計画についてお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 今、御質問にあったように、牛久市は地域循環型社会の構築と地球温暖化防止を目指すべく、平成20年3月に茨城県で最初にバイオマスタウン構想を公表し、平成25年6月にバイオマス産業都市に認定されているところであります。

バイオマスタウン構想の施策のうち、廃食用油のバイオディーゼル燃料化、耕作放棄地を活用した資源作物の栽培、木質バイオマスの利活用、し尿汚泥の肥料化を現在実施しております。

廃食用油から製造したバイオディーゼル燃料を公用車や福祉バス、平成27年度に設置しました総合福祉センターのコージェネレーションシステムに使用しており、製造量につきましては、バイオディーゼル燃料を使用できる車両が限定されたこともあり、供給量に合わせて調整しており、製造量は平成29年度の9万3,790リットルをピークに徐々に減少し、令和2年度は5万9,180リットルとなっております。

また、木質バイオマスの利活用では、木質ペレットを製造し、公共施設に設置したペレットストーブ111台及び市役所、中央図書館、うしくあみ斎場に設置しましたペレット焚冷温水機5台の燃料として使用しておりますが、ペレット製造量も供給量に合わせて調整しているため、令和2年度においては、91.5トンとなっております。

現状は供給量に合わせた製造となっておりますが、平成27年度から令和元年度までの5年間に削減できた二酸化炭素量は、バイオディーゼル燃料化事業で630トン、木質バイオマスの利活用で621トンとなっています。

今後もゼロカーボンシティの実現に向け、引き続きバイオマスの利活用を図り、エネルギーの地産地消に取り組んでまいります。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 農林省のバイオマスの活用をめぐる状況という資料によりますと、一つには二酸化炭素の削減ということが掲げられ、カーボンニュートラル、そしてまたバイオマスの活用ということも明確に打ち出され、そしてまたそれに対する補助金等も考えられているようでありますが、牛久市ではもう現状では難しいかなと思いますけれども、私が先ほ

ど聞いたのは、フォローアップの方法で、計画期間は10年、評価は5年で6年目を中間評価、10年目を事後評価ということで、今部長が答弁されたのは10年目で630トンと620トンですか、ということなのでしょう。

それと、今行われているのは、BDF、それとペレット、そのほかにいろいろバイオマスタウン構想の中では述べられているわけですが、これについてはどうなのでしょう。一つは菜の花とか、小麦粉とか、いろいろやっております。そういったものはどうも今やっていないようなのですが、この点についての5年、6年、10年の評価としてどうなのか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 先ほど申し上げました削減した二酸化炭素量、バイオディーゼル燃料事業化で630トン、木質バイオマス利活用で621トンというのは、平成27年度から令和元年度までの5年間の削減できた数字となります。こちらについては、バイオマス産業都市構想が、先ほど答弁いたしましたように、平成25年6月11日に認定を受けまして、その後補助金を活用し施設設備を整備したものでございまして、平成27年度から10年後において評価し、国に報告することとなっております。

それから、バイオマスの取組に関してですが、菜種栽培につきましては、規模は縮小されているのですが、継続しております。それから、小麦に関しては、学校給食に製麺の給食として今も提供されているところでございます。

それから、野菜の未利用部分や稲わら、もみ殻につきましては、現在のところ、生産者による堆肥化のみの利用にとどまっております。バイオマス化や炭化利用といった事業化には至っていないという状況でございます。こういった内容を踏まえて、令和2年度にこういった内容で中間報告をさせていただいております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 第4期計画の中では、このバイオマスタウン構想というものが、この答申に入ってくるのかどうかということ、これを1点確認したいと思います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 バイオマスタウン構想につきましても、今回の計画の中に含めて、もちろん計画を進めていくということで記載されております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 次に、2050年排出ガスゼロについてですね。具体的方策はどの程度計画に載せられているのか。この5年というのが、環境省から出している資料によっても、この5年というのは非常に重要だと言われております。2050年まで二酸化炭素排出

量をゼロにする。そして、初期の5年間、この計画にどの程度具体的なものが出てくるかというのが大きな問題だと思います。その点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 市では令和2年7月に、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの表明をいたしました。

これまで市では、2030年度までに温室効果ガスの排出量を基準年である2013年度比で24%削減する目標の下、市民、事業者、行政が協働し、様々な温暖化対策に取り組んでいます。しかしながら、現状のままでは、2030年には温室効果ガス排出量が増加してしまう可能性すら出ている状態であります。

ゼロカーボンシティの実現に向けて、今回の改定ではさらに目標を高める見直しを行い、現在の技術などで見通せる実現可能な各種の対策による温室効果ガス削減効果を積み上げ、2030年度までに目指す温室効果ガスの削減目標値を設定しています。

市といたしましては、これまでも公共施設への太陽光発電設備や、バイオマス燃料を活用したコージェネレーションシステムや空調設備の設置、公用車の電気自動車への買換え、牛久クリーンセンターにおける基幹設備更新工事などを実施しており、市民へは家庭用燃料電池システムや住宅用蓄電システムの設置に対する補助金の交付を行ってまいりました。

今後もこれらの対策内容の継続、充実を図りながら、現状に対する危機感を市民と、そして事業者の皆様理解していただき、身近に取り組むことのできる行動の周知、啓発、実践を行いながら、温室効果ガス排出量の削減に牛久市一丸となって取り組んでまいります。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 非常にこの5年というのが大事だと思います。先ほども言いましたとおり、やはり3つの目標ですね。市民、そしてまた牛久市ができること、この5年間にですね。そして、この5年間にやらなければならないこと。そして、この5年間でやって後戻りができないこと、これが十分具体的に掲げられていないと、その後がうまくいかないと。環境省も当初計画の5年間が重要だと言っているわけですから、ここのところ、具体的にどのような方法、例えば先ほど言いました公共施設を100%省エネにすると。電力ですね。そしてまた、あと住民のツールとしては、家庭でのある程度古い家電製品の買換え、これは全員ができるわけでもないと思いますけれども、それについての補助制度の問題、あとは省エネ住宅の建設、これらについてもこの5年間の中で積極的に方針を出していないと、将来にわたって非常に難しくなると思います。

特に二酸化炭素の排出量がよく分からないと言われるクリーンセンターの長寿命化が終わって、ある程度20年やられるのでしょけれども、このクリーンセンターの排気ガス、これは

どうなるのか。国のほうで計算しているのは電力、そしてまたガスとか、軽油とか、そういったものの計算はされておりますけれども、ごみを燃やす二酸化炭素については、計算方法が各焼却場によって全部違うと思います。この点についてはどのように考えているのかお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 クリーンセンターにおいて、ごみ焼却した際に発生するCO₂については、今回の計画の数値の中ではちょっと捉えていないということです。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 ごみの量を減らすというのが、一つの方策ではないか。分別収集ですね。そしてまた、生ごみは非常に水分を含んでいるのですね。この水分を減らす方法だとか、あとはプラスチックだとか、紙だとか、段ボールも含め、それらを含めての分別収集というものが基本的にはこの排気ガスを削減する、まず最初に行うべきだと思うのですが、先ほど私もいろいろ調べてみましたけれども、ごみ処理場のCO₂をなくすということは、現在では非常に計算しづらいところがあるので、やはり一つの方策としては、分別収集をいかに進めていくかというのも、この第4期計画の中に織り込むべきではないかと思うのですが、その点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 当然ごみの削減ということで、この環境基本計画の中でもうたっております。ごみを焼却して排出するCO₂の削減量はちょっと把握できませんが、クリーンセンターですね、あちらについても焼却するに当たっては、電気やガス、そういったものも当然使用しておりますので、ごみの削減がCO₂排出の削減につながると、そういったことで認識しておりまして、第4期の環境基本計画の中にもその点につきましては盛り込んで計画しております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 住宅地の雑草の繁茂も含めて、市民要求実現のため、そしてまたすばらしい環境をつくっていくためにも、積極的に今後検討していただきたい。そしてまた、第4期環境基本計画の中で、この5年間で最重要だと。これも環境省が指摘しているとおりでありますので、ぜひこの5年間で具体的に牛久市が何をしなければならないのか、そしてまた何を市民にしてもらいたいのかということを明確にこの計画の中に盛り込んでいただき、2050年排出ガスゼロを目指していくために私たちも協力したいと思います。

以上で質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で22番利根川英雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は１５時４５分といたします。

午後３時３６分休憩

午後３時４７分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１、一般質問を継続いたします。

次に、４番伊藤裕一議員。

〔４番伊藤裕一議員登壇〕

○４番 伊藤裕一 議員 無会派の伊藤裕一です。本日は２点質問させていただきます。

１点目は公共施設使用料金についてです。本市の公共施設のうち、生涯学習センター等の文化施設については、牛久市民の割合が６割を超える団体等について、減免制度があるため、おおむね減免となっているものの、体育施設については高齢者を対象とした減免制度がないため、正規料金を高齢者は支払う必要があることを承知しております。人生９０年時代と言われる昨今、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命をいかに延ばすかが課題となっており、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いた際には、文化やスポーツに触れ、外出の機会を創出していくことは、健康寿命を延ばしていく上で有効な取組であると考えられますが、本市の公共施設利用料金の現状並びに今後の考え方を伺います。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 現在の公共施設の使用料のうち、市内スポーツ施設の使用料金につきましては、牛久市公園条例施行規則に定められており、その中で減免・減額については、同規則第１６条第１号に、「市が主催し、又は使用するとき」など６項目について定められております。この中で、個人の利用に対して減免・減額対象となるのは、「身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受けている市内に住所を有する者」のみとなっており、年齢による減免・減額は定められておりません。

また、団体での利用時については、同規則第１６条各号いずれかに該当する団体であれば、減免・減額対象として対応させていただいております。

次に、生涯学習施設の使用料金については、牛久市生涯学習センター設置及び管理に関する条例に定められております。第７条には文化ホール及びエスカードホールを除く全ての生涯学習施設の使用料の減免について規定されており、使用料が免除となる条件が５項目、５割の減額となる条件が３項目示されております。特に多くの利用者が該当する条件として、「趣味・学習活動等を目的とした市内に住所を有する者の割合が６割を超える１０人以上の市民集合体」が利用する場合は使用料を免除することができます。概算にはなりますが、使用料を免除

している割合は全体の８割を占め、趣味や学習活動を行う市民の多くに無料で御利用いただいているところでございます。

当市における公共施設全般の使用料につきましては、今後、公共施設全体の総合的管理の中で、将来に向けた維持管理を含めた検討を進め、市民全体の公平感を保ちつつ、直接施設を利用する受益者の方々に求める負担の考え方について、基本的な方針の検討をしております。

御質問にございました高齢者割引につきましては、ただいま申し上げた受益者負担の考え方の中で、減免や免除の方針も含めて検討してまいりたいと存じます。

また、コロナ禍において外出機会の減った方々への対応といたしましては、感染症の状況を注視しながら、一定期間、使用料を無料にするなどの利用増進に係る措置を現在検討しており、市民の健康増進につなげてまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○４番 伊藤裕一 議員 一定期間の減免を検討しているというお話がございました。一方で、受益者負担ということも言われておりますので、全体的には値上げも含めて検討しているものの、コロナ禍が明けた際には期間限定の割引も検討しているということによろしいのか確認したいと思います。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 値上げというか、適正な負担をお願いする考え方の検討をしております。コロナ禍の状況によって、安全に施設をお使いいただけるという状況になった場合に、先ほど申しあげました一定期間の無料開放の時期というのも考えております。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○４番 伊藤裕一 議員 大きな２点目の質問に移らせていただきます。２点目は人事行政についてです。

近年、採用試験の年齢制限緩和や社会人や氷河期世代向けの採用試験の実施をする自治体が増加しています。コロナ禍前には民間を志望する学生の増加により、採用試験の倍率低下傾向が見られ、景気後退により状況が変わってくる可能性はありますが、募集対象を広げ、多様な人材確保の観点から、これらの施策は必要な施策であると考えるところです。

しかしながら、社会人が採用試験を受験するに当たり、障壁となるのが１次試験で実施される筆記試験であり、教養、専門合わせて約３０科目にもわたる試験科目を、勤務を続けながら学習するのは困難であります。

さらに、学生にとってもこれらの科目を学習するのは大きな負担となることから、民間企業と公務員試験の本格的な併願は難しいとされています。

このような筆記試験の困難さから、優れたスキルやコミュニケーション能力を有する多様な人材を取り逃しているとも考えられます。そうした問題への対応として、就職試験で広く使用される知能テスト、SPIを使用し、筆記試験の負担軽減、面接試験を重視した民間型の採用試験を行う自治体が出てきています。

そこで、本市においても公務員経験者等の多様な選考が行われていると承知しておりますが、採用枠の一部でこのようなSPIを活用した民間型採用試験を実施するお考えはないか伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 当市におきましても、SPI試験の導入について過去に検討したことはございますが、民間との併願により受験者の増加は期待できるものの、公務員試験対策に重点を置いた受験者よりもSPIに慣れた受験者が高得点を得やすいなどといった傾向や、一般教養の重要性などを総合的に勘案した結果、実施を見送った経緯もございます。

現在は、1次試験に教養試験と職種により専門試験を実施しておりますが、市が必要とする人物を採用すべく、採用試験の実施方法につきましては、今後も引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○4番 伊藤裕一 議員 これまでと違った人材が受験するというのは、必ずしも悪いことではなく、むしろ多様な人材を採用するというのがこの試験の目的でありますので、引き続き検討いただくようお願い申し上げます、次の質問に移らせていただきます。

先ほど全体的な傾向として、採用試験の倍率低下傾向について述べましたが、本市の令和元年度採用試験の上級事務に関して申しますと、最終合格者10人に対し、申込者は60人と6倍の倍率でありまして、一定程度の倍率で選考ができています状況です。

一方、土木上級、建築上級では、1回目の採用試験ではともに申込者1人、最終合格者ゼロ人と、応募に必要な資格免許職では、とりわけ採用に苦戦していることがうかがえます。資格免許職の採用ができなければ、将来の公共事業等の業務に支障を来すことから、対応が求められるところであり、他自治体では多くの自治体が採用を行う同一試験日と別日程での試験実施、応募資格を有しているのであれば筆記試験を免除する等の応募促進策が取られる例がありますが、本市の取組状況を伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 当市におきましても、資格等を必要とする専門職の受験者は少ない状況となっております。しかしながら、筆記試験を実施しなかった他市の状況を伺いますと、受験者の質の低下が著しいといった状況を伺っております。

現在は、関係する大学等に採用案内などを郵送したり、持参したりするということをして、受験者にPRしておりますが、今後は試験の実施方法や時期につきましても引き続き検討してまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○4番 伊藤裕一 議員 過去何回か、ICT技術の活用について、一般質問で取り上げましたが、行政のデジタル化の遅れにより、国民1人に10万円を配布する特別定額給付金の支給で、オンライン申請をしても目視による用紙の確認が必要となるなど支障が生じており、自治体システムの標準化、業務を自動化するRPAの導入などの自治体のデジタル化、デジタルトランスフォーメーションが提唱されています。

そうした中であって、ICT技術に精通したデジタル人材の確保が必要になると考えられ、国や都道府県、政令市ではデジタル区分の採用試験を行う例もあります。

しかしながら、小規模な自治体ではそうした人材の確保には困難が伴うことから、総務省は全国のデジタル人材公募情報の取りまとめ、複数の市区町村による共同任用支援等の支援策を実施するとのこと。こうした支援策も活用しながら、ICTの知見を有するデジタル人材を確保していくことも考えられますが、本市のお考えを伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 行政のデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの目的である、デジタル技術を活用して行政サービスを変革する、このために必要な人材には、技術や知識はもちろん、業務や組織の在り方を変革させるための総合マネジメント能力も必要となります。

現状では、DX推進担当の部署の設置について検討しておりまして、今後必要とするデジタル人材の資質や確保策、育成方法などについて検討してまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○4番 伊藤裕一 議員 採用関係に続いて、人材育成の観点からの質問に移らせていただきます。

最近、社会人の学び直し、リカレント教育が注目を集めています。職務に関係のある部分やで学びを深めることは、学生時代と比較して職務知識が身につけていることから、吸収力も高まっていると想定されます。さらに、学ぶという点では先進地視察もよいのですが、教育研究機関で体系的に学ぶことで、より深い政策立案につながり、社会人が多く在籍する大学院では、共に学ぶ学生間の交流により、新たなネットワークの形成も可能であります。

自治体によっては、職員の学び直しを支援するため、大学院等への派遣制度や通学のための休職制度を設けている例もありますが、都心に通学も可能な本市では、通信制や夜間授業の活

用による個人の取組としての通学も可能かと思われます。

そこで、本市の制度設計や個人の取組として、大学院等へ通学している例はどれほどあるのか。さらに、今後大学院等での学び直しの支援を拡大していくお考えはないか伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 在職中に大学等で学ぶことのできる制度としましては、牛久市職員研修規程に基づく職場外研修のうち、派遣研修として実施する場合と、職員個々が自己研さんとして行う自主研修がございます。直近では自己研さんとして、一昨年度から昨年度まで1名が、今年度から1名が社会人向け大学院のコースで学んでおります。また、大学院等で学ぶために取得できる休職制度は、当市には現在のところ、ございません。

今後の支援につきましては、派遣研修として実施する場合には、必要に応じて研修計画の中に盛り込むとともに、自主研修として行いたい旨の相談には真摯に対応してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○4番 伊藤裕一 議員 派遣研修と自主研修があるということですが、自主研修として行う場合、特に勤務時間の配慮がないのかどうか、確認したいと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 自主研修として行う場合には、市のほうからの補助等はありません。ただし、大学等によりまして奨励金というものが設定されておりまして、職員が兼業届を出した上で、奨励金を受給して大学院に通ったという例はございます。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○4番 伊藤裕一 議員 続いて、人事交流についてです。知見を広める目的や業務上の必要性から、国や他自治体に職員を出向させたり、出向を受け入れるケースがあり、ふだんと違う業務に触れることによるスキルアップや人脈形成の点で有効であることから積極活用すべきと考えますが、人事交流の現状と今後の考えを伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 国・県等への派遣の状況といたしましては、今年度は、文部科学省、文化庁、茨城租税債権管理機構、茨城県土地開発公社、地方自治研究機構にそれぞれ1名ずつ、計5名を派遣し、前年度より1名増となっております。

今後の考え方としましては、初日の一般質問でもお答えしたとおり、まず本務遂行を第一に考えた上で、派遣の目的、内容、効果、職員のキャリア形成などを多方面から勘案し、派遣の可否について検討してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○4番 伊藤裕一 議員 最後に、副業、兼業の在り方について伺います。

職員の兼業については、伝統的に実家が農業を営んでいるといったような場合であるとか、賃貸用不動産を相続した等の事情がある場合、認められるものと承知しておりまして、職務専念義務や守秘義務との兼ね合いから、制限が強いものと考えております。

しかしながら、民間企業では複数の仕事を持つ多様な働き方が推奨されつつあることや、景気後退により終身雇用を維持することが難しくなったこと等を要因として、近年、副業を認める企業が増加しています。そうした時代の流れを受け、奈良県生駒市や神戸市などの自治体で、副業の許可基準を定め、職員がNPOやスポーツ指導など公共性のある仕事を、報酬を得て行うことを可能としているとのことであります。

就業時間や仕事内容の精査は必要とはいえ、市役所の外に出て公共性のある仕事を行うことは、本業へのフィードバックも期待できることから有用と考えますが、本市における副業、兼業の希望状況、許可基準を設けるお考えについて伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 地方公務員の兼業については、一律に禁止されているものではなく、地方公務員法第38条第1項により、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないとされております。利害関係の有無、兼業先、兼業する事業事務、報酬額や兼業する時間など、一定の要件はありますが、非営利団体については許可を受けることにより兼業が可能となっております。兼業に関わる基準を設けることにつきましても必要に応じて検討いたします。

また、現在寄せられている問合せ等の中には常勤職員の兼業についてはございません。

私、常々思っていることがございまして、職員の、例えば今職員の消防団、地元の消防団とか、いろいろなところで活躍されています。また、学校部活なんかの先生が少ないということで、そういうことでNPOじゃないけど、そういう報酬を得て、そして自分の得意とする柔道なり剣道でもいらっしゃると思う。その職員はこの中にいっぱいいると思うので、そういう人をどんどんそういう現場に行って、ちょっと早くなってもいいですから、そういうところに行って、それでそういう報酬ぐらいの対価があつていいんじゃないかという思いで、そして目的は子供たちの様々な学習に役立てばいいのかな、そういうことの組織も考えていきたい、そういうのもやっていきたいという気持ちがございまして、これからもそういう、これから市の職員がどういう場所でそういう仕事、この事務的な仕事じゃなくて、もっといろんな仕事ができる環境をつくりたいなと思っています。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○4番 伊藤裕一 議員 消防団では市職員の皆様、非常に御活躍いただいているというところ

ろ、実感しておりまして、そういうことのみならず、幅広いところで活躍していただけることを、前向きな答弁をいただいたと受け取りましたので、今後の幅広い活躍を願ひまして、一般質問を終了とさせていただきます。

○杉森弘之 議長 以上で、4番伊藤裕一議員の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後4時11分延会